

# 令和6年度 大東市教育委員会 10月 定例会 会議録

## 1. 開催年月日

令和6年10月28日（月） 午前10時00分～午前10時30分

## 2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

## 3. 出席者（4名）

- ・教育長 岡本 功
- ・教育長職務代理者 太田 忠雄
- ・教育委員 中野 健一郎
- ・教育委員 澤田 真由美（オンライン出席）

## 4. 出席説明員（14名）

- ・教育総務部長兼教育企画室長 北本 賢一
- ・学校教育政策部長 渡邊 良
- ・教育総務部総括次長兼学校管理課長 芦田 雄一
- ・教育総務部次長兼教育総務課長 杉谷 明子
- ・学校教育政策部総括次長兼指導・人権教育課長 村島 正浩
- ・教育総務部教育総務課参事兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩
- ・教育総務部教育総務課北条青少年教育センター所長 青木 浩之
- ・教育総務部兼学校教育政策部教育企画室課長 有東 良博
- ・教育総務部家庭・地域教育課長 長町 幸一
- ・学校教育政策部教職員課長 泉谷 匡俊
- ・学校教育政策部ICT教育戦略課長 川阪 栄介
- ・学校教育政策部課長兼教育研究所長 浅井 裕子
- ・学校教育政策部ICT教育戦略課参事 山本 和人
- ・教育総務部教育総務課課長補佐 西村 公江

## 5. 傍聴者 1名

## 6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教育長の報告
- 日 程 第 3 教委報告第1号  
令和6年度大東市奨学金の貸付の取消に係る臨時代理の報告について
- 日 程 第 4 教委議案第31号  
令和6年度大東市一般会計補正予算（第4次）【教育関係】に係る  
意見聴取について
- 日 程 第 5 一般業務報告

## 7. 教育長の報告 資料

令和6年10月28日

令和6年 10月

教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考
1	火	校園長会、経営会議、表敬訪問(けん玉)	
2	水		
3	木	予算決算委員会(決算審査)	
4	金	大阪府都市教育長協議会定例会	
5	土	運動会(三箇小)	
6	日		
7	月		
8	火	中学校体育大会	
9	水	庁舎整備に関する推進本部会議	
10	木	特別議会本会議	
11	金		
12	土	運動会(南郷小・深野小)	
13	日		
14	月	スポーツの日	
15	火		
16	水	幹部会議、門真市教育フォーラム	
17	木	教頭・主任会	
18	金	ボイス視察受け入れ(神奈川県秦野市)	
19	土		
20	日		
21	月		
22	火		
23	水	四条北小学校長寿命化設計業務プロポーザル方式事業者選定委員会	
24	木	近畿都市教育長協議会研究協議会研修会(和歌山県新宮市)	
25	金		
26	土	運動会(住道北小・四条小・北条小・泉小)	
27	日	大東市スポーツ少年団フェスティバル	
28	月	教育委員会定例会、「図書館を使った調べる学習コンクール」2次審査、総合計画・総合戦略推進本部会議	
29	火	(仮称)ほうじょう学園施設整備方針策定業務プロポーザル方式事業者選定委員会	
30	水		
31	木	北河内地区教育委員会委員研修会	
<<備考>> 変更となる場合があります。			

令和6年 11月

令和6年10月28日  
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考
1	金	教育委員管外視察(愛知県春日井市)	
2	土	運動会(諸福幼)	
3	日	文化の日表彰式典、市こ連フェスティバル表彰式	
4	休	振替休日	
5	火	生徒会役員交流会(南郷中)	
6	水	生徒会役員交流会(諸福中)	
7	木	校園長会	
8	金	教育に関する特別委員会、 <b>弁論大会</b>	
9	土	北条ふれ愛フェスティバル	
10	日	第44回だいたい市民まつり	
11	月		
12	火	人権の花運動(三箇小)	
13	水	<b>近畿市町村教育委員会研修大会(オンライン)</b>	
14	木	幼稚園教育振興連絡協議会保護者講演会	
15	金	幹部会議、租税教室感謝状贈呈式	
16	土		
17	日		
18	月		
19	火	教頭・主任会	
20	水		
21	木		
22	金	勤労感謝の日表敬訪問(大東中央幼稚園)	
23	土	社会教育関係団体連絡協議会スポーツ大会、薬物乱用防止対話集会	
24	日	農業まつり	
25	月	本会議	
26	火		
27	水	大東市小学校連合音楽会	
28	木		
29	金	生徒会役員交流会(大東中)、(仮称)ほうじょう学園の設置に関する検討委員会、人権週間街頭啓発	
30	土		
<<備考>> 変更となる場合があります。			

## 8 . 議案書

### 教委報告第 1 号

令和 6 年度大東市奨学金の貸付の取消に係る臨時代理の報告について

令和 6 年度大東市奨学金の貸付について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 5 条第 1 項の規定により、令和 6 年 1 0 月 1 日取消の決定を臨時代理したので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

令和 6 年 1 0 月 2 8 日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

大東市奨学貸付条例（平成 2 年条例第 1 3 号）第 4 条の規定により、令和 6 年度大東市奨学生として選定した者が、大東市奨学貸付条例施行規則（昭和 4 4 年教委規則第 6 号）第 8 条第 1 項第 5 号の規定に該当したことから、同条第 3 項の規定に基づき奨学金の取消を早急に決定する必要があるため。

# 令和6年度 大東市奨学生取消者

—高校・専修学校等—

令和6年3月21日現在

番号	申請者氏名	性別	生年月日	年齢	在学学校名	住 所	電話	貸付希望理由	保護者氏名	連帯保証人氏名	連帯保証人住所
1	A	—	—	15	深野中	大東市南津の辺町	—	経済的理由	—	—	—

○大東市奨学貸付条例（平成2年条例第13号）【抜粋】

（奨学生の選定）

第4条 奨学生は、教育委員会教育長が選考した者の中から委員会がこれを決定する。

（奨学金の取消、停止及び返還）

第6条 奨学金の取消、停止及び返還については、委員会がこれを定める。

○大東市奨学貸付条例施行規則（昭和44年教委規則第6号）【抜粋】

（奨学金の取消及び停止）

第8条 委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第6条の規定により、奨学金の貸付を取り消すことができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 傷病等のため成業の見込みがないとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となり、修学意欲を喪失したと認められるとき。
- (4) 正当な理由がなく休学又は転校したとき。
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 保護者が本市に居住しなくなったとき。

2 奨学生が傷病その他止むを得ない理由により休学したときは、条例第6条の規定により、その期間の奨学金の貸付を停止する。

3 委員会は、前2項に該当する事実があると思慮されるときは、直ちにその内容を審査の上、取消し又は停止をすべきものについて、奨学金の取消し又は停止を決定し、奨学金取消・停止通知書（様式第5号）により、当該決定をした者に通知するものとする。

教委議案第31号

令和6年度大東市一般会計補正予算（第4次）【教育関係】に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和6年12月に開催される大東市議会定例会に提出する予定の議案のうち、教育に関する事務の予算について、大東市教育委員会の意見を求める。

令和6年10月28日提出

大東市教育委員会

教育長 岡本 功

理 由

令和6年12月定例会に、教育に関する事務の予算について議案を提出するにあたり、意見聴取を行うため、本案を提出するもの。

## 9. 一般業務報告

1. 令和6年9月大東市議会定例会月議会代表質問及び一般質問の要旨について
2. 令和6年度家庭教育講演会について
3. 令和7年度小学生すくすくウォッチの参加及び結果の公表について

## 1. 代表質問概要

一般業務報告：令和6年10月28日

令和6年 大東市議会 定例月議会（9月）代表質問要旨（教育委員会関係）

《大阪維新の会：中村 晴樹 議員》

○子ども・若者に対する取組み

（探究学習に必要な人的・財政的リソースの確保）【学校教育政策部】

（不登校支援について明確な指標やフィードバックシステム）

【学校教育政策部】

○子育て世代に対する取組み

（学校給食無償化について財源は）【教育総務部】

（行革運営指針や給食の在り方のビジョン策定について）【教育総務部】

（政策目的を達しているか効果検証すべき）【教育総務部】

《公明党議員団：おおつか 真司 議員》

○小中学校給食の恒久無償化について市長公約への実現への決意【教育総務部】

○恒久的財源の確保 【教育総務部】

《次世代だいたい：品川 大介 議員》

○学校給食無償化について、学校給食法に定める受益者負担の考え方や、財源についての議論はなされた上で実施を決断されたか【教育総務部】

○予算に対しての学校給食のめざすべきところは 【教育総務部】

○学校が楽しくなる仕掛けと述べられたが、「学力向上」「開かれた魅力ある学校園づくり」の中どの点を磨き上げまたは変更していくか。また、現在の学力向上についての市長の評価は。 【学校教育政策部】

《日本共産党議員団：あらさき 美枝 議員》

○給食費無償化の意義について 【教育総務部】

○（仮称）ほうじょう学園について

義務教育学校にする必要性。一つの校舎で教育することについて他市事例の把握は。子どもたちの教育にとって最善と判断した理由【教育総務部】

（裏面あり）

## 1. 代表質問概要

《二人会：澤田 貞良 議員》

○探究学習の取組みとして、市内人材や企業と連携する具体的プログラムやプロジェクトについて【学校教育政策部】

○給食無償化実施について、予算規模や実施時期、具体的な対象範囲について。  
また、無償化による影響や予想される課題について【教育総務部】

## 2. 代表質問答弁概要

一般業務報告：令和6年10月28日

令和6年 大東市議会 定例月議会（9月）代表質問要旨（教育委員会関係）

1番 大阪維新の会 中村 晴樹 議員

5 学校教育政策部

### 質問内容

2 子ども・若者に対する取組【再質問・市長答弁】

10 ② 探究学習の実施に必要な人的・財政的リソースの確保は

### 答弁内容

② 各校における探究学習の実施に必要な人的リソース確保策の一つとしましては、令和5年2月からシステムを稼働させている本市教育委員会独自の人材  
15 バンクである「大東スクールアシスト制度」がございます。

学校教育活動の様々な場面において、地域や外部の専門的な知識・技能を有する方々にお力をお借りすることで、子どもたちのより深い学びの保障につながるものと考えております。

市長就任後、この地域人材の活用については、これまで以上に地域の高齢の方々にもお力を貸していただけるような方法についても、市教育委員会に投げ  
20 かけたところでございます。

財政的リソースにつきましては、この「大東スクールアシスト制度」に登録して、学校を応援していただいた際に、有償ボランティアとして報償費をお支払い  
25 するため、授業等支援員の派遣回数を各校に割り振って、各校の主体性を尊重しながら探究学習の取組みを支援しているところでございます。

今後も、引き続き人的・財政的リソースの確保につきましては、各校の状況把握とより広い市民の皆さまへの制度の周知を重点として、工夫を重ねてまいります。

30

1番 大阪維新の会 中村 晴樹 議員

学校教育政策部

### 質問内容

2 子ども・若者に対する取組【再質問・教育長答弁】

## 2. 代表質問答弁概要

### ③ 不登校支援について、明確な指標やフィードバックシステムはどのように実施されているのか

#### 答弁内容

- 5 ③ 文部科学省が令和5年3月に示しました「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策・COCOLOプラン」においては、不登校の児童生徒を含む、すべての児童生徒の学びの場の確保が必要とされております。学びたいと思ったときに、学ぶことができる環境を整えることにつきましては、本市教育委員会が掲げております「学びへのアクセス100%」プランと同じ理念であり、  
10 多様な学びの場の提供という面では、市の教育支援センター「ボイス」や学校だけでなく、地域や家庭、各NPO団体、民間フリースクール等との連携が不可欠になります。

市教育委員会といたしましては、各校における魅力的な学校づくりを大前提とし、国の定義として示されております「年間30日以上欠席」という日数の  
15 ラインだけでなく、学校には登校していなくとも、前向きにICTを活用したり、「ボイス」で活動したり、また民間フリースクールで学んでいたりする児童生徒についても積極的に評価し、学びの機会を失ってしまっている児童生徒の数を減らすことを指標とするよう、各校に指導・助言を続けております。

また、各校に対しましては、市教育委員会のヒアリングや学校訪問、教頭先生  
20 や担当教員を対象とした研修会などの場において、市全体の不登校の傾向や学校ごとに求められる重点支援、個別のケースの状況確認と指導・助言などをフィードバックする形をとっており、引き続き各校と市教育委員会がベクトルを同じくして、学びへのアクセス100%の実現をめざしてまいります。

25

**1番 大阪維新の会 中村 晴樹 議員**  
**教育総務部**

#### 30 質問内容

### 3 子育て世代に対する取組【市長答弁】

#### ① 学校給食無償化について。財源は

#### 答弁内容

- 35 ① 学校給食費無償化の財源につきましては、令和6年度においては、今補正予算の議案のとおり、地方交付税の増額分、前年度の繰越金、諸福小学校長寿命化

## 2. 代表質問答弁概要

改良工事費の減額分など一般財源により、学校給食費の減額分に充当することをご提案するものでございます。

恒久的財源の確保への対応につきましては、令和7年度以降、国の対応が実施されるまでの間は、事務・経費の見直しや支出額の抑制に取り組み、一般財源を  
5 創出させる努力を実施するとともに、一定額の「ふるさと振興基金」を有効に活用し、年間約3億円の財源を生み出してまいりたいと考えております。

また、国の学校給食費無償化への動きを加速化させるべく、引き続き、国に対し、早期に財源措置されるよう要望を継続してまいる所存でございます。

10

**1番 大阪維新の会 中村 晴樹 議員**  
**政策推進部・教育総務部**

15 **質問内容**

**3 子育て世代に対する取組【再質問・市長答弁】**

**③ 行政運営指針や給食の在り方のビジョンを策定すべきではないか**

答弁内容

20 ③ 行政運営の方向性につきましては、施政方針や予算編成方針などをはじめ、日頃の会議なども含めた様々な機会を通じて、職員としっかりと議論し、共有してまいりたいと考えております。

議員ご提案の指針等につきましても、その有用性等から、今後策定を行うべきかどうか検討してまいります。

25 また、学校給食の品質の維持や量の確保につきましては、財源問題に左右されてはいけないと考えております。

これまで、関係者の不断の努力によって、より安全で、より多彩な給食を追求することで、美味しく、かつ栄養バランスの採れた給食を提供してきたものと認識しております。

30 今後におきましても、現状に留まることなく、より良い給食提供の在り方を模索し、研究を継続してまいりたいと考えております。

35 **1番 大阪維新の会 中村 晴樹 議員**  
**教育総務部**

## 2. 代表質問答弁概要

### 質問内容

#### 3 子育て世代に対する取組【再質問・市長答弁】

##### ④ 政策目的を達しているか効果検証すべき

#### 5 答弁内容

④ 学校給食費の無償化の実施につきましては、子育て世帯の経済的負担の軽減を第一義的な目的とするものでございます。

本市が公費負担することによって、各ご家庭のお手元に残る資金につきましては、是非とも、子どもたちの学びや成長に必要な費用に充当していただきたく、機会ある毎に、周知していく必要があると認識しております。

このため、小中学校の学校給食費の完全無償化について実現できた暁には、一定期間経過後、然るべき時機を見て、施策としての効果検証に取り組んでまいりたいと考えております。

15

**2番 公明党議員団 おおつか 真司 議員**  
教育総務部

#### 20 質問内容

##### 1 子育て世代への施策と若者・子どもたちの街づくり参画について

【市長答弁】

##### ① 小中学校給食の恒久無償化について市長公約実現の決意

#### 25 答弁内容

① 地域での対話を重ねていく中で、子育て世帯の方々から、学校給食費の無償化を希望するご意見をたくさん頂戴しました。

「物価高騰のなか、給食費の無償化について、期間を限定せず継続的に続けてほしい」「子どもたちが安心して給食を食べられるようにしてほしい」などの切実な声を真摯に受け止め、早期に実現すべき重要な施策として、市長公約に掲げさせて頂いた次第です。

学校給食費の無償化を実現させることにより、子育て世帯の経済的負担を確実に軽減させることが出来るだけでなく、全ての子どもが給食を安心して食べることができるようにもなります。

こうしたメリットを子育て世帯が最大限享受できるためには、小・中学校同時の無償化が必要であることから、私の強い思いとしまして、最短となる今定例月

## 2. 代表質問答弁概要

議会におきまして、完全無償化に必要な予算案をご提案させて頂いたものでございます。

5 **2番 公明党議員団 おおつか 真司 議員**  
教育総務部

1 **1 子育て世代への施策と若者・子どもたちの街づくり参画について**

10 **【再質問・市長答弁】**

② **恒久的財源の確保**

答弁内容

15 ② 学校給食費無償化の財源確保につきましては、令和6年度においては、今補正予算の議案のとおり、地方交付税の増額分、前年度の繰越金、諸福小学校長寿命化改良工事費の減額分を活用することで、学校給食費の減額分に充当することをご提案するものでございます。

20 恒久的財源の確保への対応につきましては、国の『こども未来戦略方針』等において、「全国的な学校給食費無償化の実現に向けて、具体的方策を検討する。」とされていることから、引き続き、国に対し、早期に財源措置されるよう要望を継続してまいります。

また、本市として、令和7年度以降、国の対応が実施されるまでの間は、一般財源を生み出す努力を実施するとともに、「ふるさと振興基金」を有効に活用し、年間約3億円の財源を生み出してまいりたいと考えております。

25 なお、一般財源の創出については、本来実施しようとしていた事業・経費を抑制することや、実施中の事業・経費の見直しを検討してまいりたいと考えております。

30 **3番 次世代だいたう 品川 大介 議員**  
教育総務部

質問内容

35 **4 市長の公約について【市長答弁】**

① 学校給食を無償化されるということですが、学校給食法に定める受益者

## 2. 代表質問答弁概要

**負担の考え方や、財源についての議論はされた上で、実施を決断されたのですか**

### 答弁内容

- 5 ① 学校給食費につきましては、『学校給食法』において、「給食食材費にかかる費用は保護者負担とすること」が規定されており、この定めは、受益者負担の考え方に基づくものと認識しております。
- 10 しかしながら、市民の皆さまとの対話におきまして、長引く物価高騰がより一層、出費の多い子育て世帯の家計を圧迫している中で、給食無償化の実現を願う、多くの切実なお声を頂戴いたしました。
- 15 これらの声を聞き届け、実現させることが私の役目との思いを強く抱き、市長公約に掲げさせて頂きました。
- また、学校給食費の無償化は、小中学校を一斉に実施することで、全ての子どもが給食を安心して食べることができるようになり、保護者が享受するメリット、施策の効果も大きくなります。
- 20 こうした状況を踏まえ、子育て世帯の経済的負担の軽減を主たる目的として、いち早く小中学校の給食費完全無償化に取り組みたいと考え、今定例会議会におきまして、小中学校の完全無償化に必要な予算案をご提案させて頂いたものでございます。
- 25 財源の対応につきましては、令和6年度においては、今補正予算案のとおり、地方交付税増額分、前年度繰越金など一般財源をやり繰りすることで、学校給食費の減額へ充当するものでございます。
- 令和7年度以降については、国の対応が実施されるまでの間は、事務・事業の見直しに取り組み、一般財源を生み出す努力を実施するとともに、「ふるさと振興基金」を有効に活用することで、年間約3億円の財源を生み出してまいりたいと考えております。

**3番 次世代だいたう 品川 大介 議員**

30 **教育総務部**

### 質問内容

**4 市長の公約について【再質問・市長答弁】**

- 35 ② 予算に対しての学校給食のめざすべきところは

## 2. 代表質問答弁概要

### 答弁内容

② 本市の学校給食につきましては、関係者の不断の努力により、栄養バランスに富み、かつ、美味しさを兼ね備えた給食献立を確立してきましたが、その食材購入費については保護者負担によって支えられてまいりました。

5 今後、学校給食費の無償化によって、食材の購入が全て市の負担になったとしても、これまで培ってきた給食献立を土台として、給食の品質と維持・向上を目指してまいりたいと考えております。

また、学校給食については、教育課程の一環であり、食事についての正しい知識を学ぶ教育の場であります。

10 今後とも、美味しく、栄養バランスの採れた給食の提供を通じて、望ましい食習慣や食を選択する力を身につけた子ども達の育成に努めてまいりたいと考えております。

15 **3番 次世代だいつ 品川 大介 議員**  
学校教育政策部

### 質問内容

20 **5 教育について【市長答弁】**

学校が楽しくなる仕掛けと述べられたが、「学力向上」「現在の開かれた魅力ある学校園づくり」の中、どの点を磨き上げまたは変更していきますか。また、現在の学力向上についての市長の評価をお願いします。

25 答弁内容

子どもたちが学校で過ごす大部分の時間は授業であり、この授業一つひとつが子どもたちにとって魅力あるものになっているか、そして、授業の中で子どもたちが仲間とともに学び、ともに高まり合えるかということが「魅力ある学校づくり」に通じますし、ひいては児童生徒一人ひとりの「学力向上」につながるものと考えております。

30 その意味では、本市では、平成21年度より「大東市教育ビジョン」を策定し、「学び合い、学び続ける明日の市民の育成～学び合う力は、教育に自立と協同の文化を育む」を、基本理念として掲げております。

35 この理念を各校の授業づくりで具現化するには、日々の授業づくり、人間関係づくりを地道に積み上げることが肝要であり、引き続き「磨き上げる」必要がございます。

## 2. 代表質問答弁概要

一方、「開かれた魅力ある学校づくり」につきましては、「地域とともにある学校」として、学校運営協議会ははじめ、保護者や地域の皆さまのお力もお借りしながら、「子どもたちを地域総がかりで育てる」機運が必要であると考えております。

5 最後に、現在の学力向上についてでございますが、学力向上の大切な側面としましては、私は、子どもたちが「学校に行くのが楽しい」の数値・実感が向上することが、市長として大切な指標だと捉えています。

「学校が楽しい」という第一義的な要素は、やはり「授業が楽しい」「できないことができるようになった」「もっとやってみたい」といった「ワクワク」がいかに毎日の学校生活で創出できるかであろうかと思えますし、その先に学力の向上があると考えております。

その点も含めて考えますと、本市の全国学力・学習状況調査結果では、無解答率の大幅な改善・教科の緩やかな改善傾向が見られている点は評価しつつも、未だ、道半ばとも感じております。

15 引き続き、各学校が子どもたちの学びの場・育ちの場となるよう、地域の皆さまのお力添えもいただきながら市教育委員会と学校が連携して、様々な施策を講じていくことを期待しております。

20 **4番 日本共産党議員団 あらさき 美枝 議員**  
**教育総務部**

### 質問内容

25 **2 子育て世代に対する取り組みについて【再質問・市長答弁】**

**② 給食費無償化の意義について**

### 答弁内容

② 学校給食の完全無償化によって、全ての子どもが、給食を安心して食べることができ、かつ、必要な栄養素を適切に摂取できるようにもなることも、大切な目的の一つと考えております。

家庭によっては、日常の食事から十分な栄養を摂取する事が難しい場合でも、安心して学校給食を食することで、子どもの大切な栄養源を確保し、心身の健康を支えることが出来るようになることも、給食費無償化によってもたらされる大切な意義だと考えております。

## 2. 代表質問答弁概要

### 4番 日本共産党議員団 あらさき 美枝 議員 教育総務部

#### 5 質問内容

#### 3 (仮称) ほうじょう学園について【市長答弁】

- ① なぜ、今のままの連携ではだめで、義務教育学校にする必要があるのか。また、小1から中3までを一つの校舎で教育することについて、他市事例からは様々な問題が出ていることは把握されているのでしょうか。そのうえで、子どもたちの教育にとって最善であると判断した理由をお答えください。

#### 答弁内容

- ① 義務教育学校は、系統性・連続性を意識した小中一貫教育が実施できること、中1ギャップの緩和・解消に取り組めること、異学年交流による精神的な発達を促進できること、等のほか、授業カリキュラムの特例として、一貫教育に必要な独自教科の設定や、指導内容の入替え・移行等が可能となります。

- 一方で、一般的によく言われる課題としては、「小学校卒業の達成感が無い」であるとか、小学校高学年の時期に「リーダーシップや自主性を養う機会が減る」等が挙げられます。

6月定例月議会で可決頂きました『(仮称)大東市立ほうじょう学園の設置に関する基本構想』では、こうした課題を想定し、解決する方策を謳っているところ です。

- デメリットがあるために義務教育学校の設置をしないという選択肢を選ぶのではなく、そのデメリットを克服し、義務教育学校が包含する、多様でかつ大きなメリットを本市の子どもたちに享受してもらうことが肝要であり、それこそが教育大綱に記す「小中一貫教育の推進と発展」につながるものと認識しております。

- 本市の小中一貫教育の成長と成熟をめざし、9年間の連続した学びを深化させる環境を構築するためにも、(仮称)大東市立ほうじょう学園を「義務教育学校」として準備を進めてまいり所存でございます。

### 5番 二人会 澤田 貞良 議員 学校教育政策部

## 2. 代表質問答弁概要

### 質問内容

#### 2 子ども・若者に関する施策【市長答弁】

子どもたちの探究学習に関する取り組みとして、市内の人材や企業と連携する方針がありますが、どのような具体的プログラムやプロジェクトが計画  
5 されているのかお聞かせください。

### 答弁内容

中学校学習指導要領総則には、「学校教育目標との関連を図り、生徒や学校、  
10 地域の実態に応じてふさわしい探究課題を設定することができるという『総合的な学習の時間』の特質が、各学校の教育目標の実現にいかされるようにしていくことが重要である」と示されております。

本市におきましても全国の小・中学校同様、各校のめざす子ども像の具現化のために、学校長の教育課程編成権のもと、総合的な学習の時間において、探究学習を進めております。

15 本市では、地域人材を活用した探究学習の取組みの一例といたしまして、教育研究所と大東商工会議所が連携し、大東商工会議所が作成しております「工場見学・職業体験 MAP」を活用した中学校職業体験や小学校社会科の校外学習、例えば、小学校3、4年生の社会科副読本「わたしたちの大東市」に掲載している「川村義肢株式会社」の介助犬の取組みや工場見学、例えば、大阪産業大学の学生と  
20 連携した環境学習、例えば、「大東市立図書館」と連携した出前授業や「図書館を使った調べる学習コンクール」への参加など多数の取組みがございます。

探究学習は、学びの入り口が書物やインターネット検索であったとしても、「もっと知りたい」「もっと学びたい」との興味・関心から、様々な人との出会いや「本物から学ぶ」という機会があることでさらなる探究が進むと考えており  
25 ます。

地域の経験豊富な人材を積極的に活用し、例えばゲストティーチャーとして学校へお越しいただくなど、「地域とともにある学校」として、様々な地域資源を最大限に活用した探究学習が、各校でさらに充実したものとなることを期待  
30 しております。

5番 二人会 澤田 貞良 議員  
教育総務部

35

### 質問内容

## 2. 代表質問答弁概要

### 3 子育て世代に対する支援【市長答弁】

「小中学校給食無償化」の実施について、予算規模や実施時期、具体的な対象範囲について詳細を教えてください。また、無償化による影響や予想される課題についてもお伺いしたいです

5

#### 答弁内容

本市の学校給食費無償化の実施案につきまして、令和6年度において、今補正予算案について市議会にご承認いただきましたら、今年度5期分以降、すなわち10月以降の給食費の無償化を実施するものでございます。

10 今年度の学校給食費の減額予算の規模につきましては、小学校が1億145万5千円、中学校が5,794万4千円、併せて、1億5,939万9千円でございます。

15 次年度以降につきましては、物価高騰による食材費の公費負担額約4,500万円を含めると、給食費無償化にかかる年間所要額は、約3億1千万円となる見込みでございます。

また、無償化の対象範囲につきましては、公立小中学校に通学し、すでに就学援助等による減免措置を受けている者を除く、全ての児童・生徒が対象でございます。

20 次に、無償化による影響や予想される課題についてですが、「無償化を実施すれば、現在よりも給食内容が質素になるおそれもあり品数が少なくなる、栄養バランスを考えた食事を提供できなくなる」といった給食の品質の低下への懸念が指摘されているところです。

25 本市においては、これまでも、限られた予算の中で、出来る限り献立や食材量などをやり繰りしながら、質・量ともに充足された給食の提供に努めてきたところであり、今後においても同様に、品質や提供量を低下させることなく、美味しい給食の提供に努める所存でございます。

30 また、給食費の無償化を継続的に実施していくことで、将来的に、「無償であることが当たり前」という感覚となる懸念もありますので、そうならないよう、給食費無償化の意義や役割について、定期的な周知啓発に努めるとともに、効果検証を図ってまいりたいと考えております。

### 3. 一般質問概要

一般業務報告：令和6年10月28日

令和6年 大東市議会 定例月議会（9月）一般質問要旨（教育委員会関係）

《あずま 健太郎 議員》

○学校給食の無償化【教育総務部】

（補正予算成立後の教育委員会の対応）

○北条小・中学校の小中一貫教育(仮称)ほうじょう学園構想【教育総務部】

（補正予算の内容、事業者選定方法、意見聴取の重要性と対応策 等）

《田中 大貴 議員》

○教員の働き方改革について

（教員の大変さ、教員の負担軽減、学校の対応、市の取組み、学力向上 等）

【学校教育政策部】

（学校・家庭・地域の担いわけ）【教育総務部】

○若い世代と政治について【学校教育政策部】

（学生の議会傍聴）

《中村 晴樹 議員》

○共同親権について【学校教育政策部】

（別居親の行事参加の情報共有、学校で参加の可否を判断しない仕組み）

○学校給食について【教育総務部】

○学校プールについて

（施設について）【教育総務部】

（民間委託について）【学校教育政策部】

《北村 哲夫 議員》

○教育分野におけるeスポーツの取組みと今後の方向性について【学校教育政策部】

○給食無償化について【教育総務部】

（国の動向について）

（裏面あり）

### 3. 一般質問概要

《おおつか 真司 議員》

○各中学校のサッカー部とプロチームとの連携について【学校教育政策部】

○学校の熱中症対策【教育総務部】

(ウォータークーラーの設置について)

《児玉 亮 議員》

○夏休み明けの不登校にについて【学校教育政策部】

(原因の把握と解決策、校内教育支援ルーム、起立性調整障害の対応 等)

○夏休み中のトラブルとその対応について【学校教育政策部】

(夏休み中のトラブル、教育委員会の対応、児童や保護者等への注意喚起 等)

○性教育について

(性教育を行うことの見解、母子・父子家庭の異性の子どもへの性についての相談体制、市として積極的な性教育は可能か)【学校教育政策部】

(保護者が子どもに行う性教育の重要性、母子・父子家庭の異性の子どもが体の発達の際に誰にも相談できないことへの見解、家庭でも小さい頃から行える性教育の道具を教育委員会として準備・配布することはできないか)

【教育総務部】

○スクールロイヤーについて【学校教育政策部】

(スクールロイヤーとは、現在の学校の対応は、必要性や今後導入の可能性 等)

○支援学級・通級指導教室について【学校教育政策部】

(現在の状況、各校で支援内容の違いはあるか、通級指導教室の今後 等)

《安田 恵子 議員》

○放課後子ども教室について【教育総務部】

(本市の状況、講師の確保・謝礼金額、今後の運営の課題と解決策 等)

○特別支援教育支援員について【学校教育政策部】

(各校支援員の状況、補助金活用、増員 等)

○(仮称)ほうじょう学園と今後の小中学校の給食について【教育総務部】

(ほうじょう学園の給食はどの方式を採用予定か、市全体の方式は)

### 3. 一般質問概要

- こどもの権利条約について【学校教育政策部】  
(学校でどのように教えているか、言葉で教える以外に行っていること 等)

《小南 いちお 議員》

- 全国中学校体育大会について【学校教育政策部】  
(連盟と文部科学省の状況、在籍生徒への状況説明、削減種目 等)

- 教育委員会におけるBCPについて【教育総務部】

《木田 伸幸 議員》

- 高校無償化の影響について  
(3年定員割れの本市の現状、府全体における影響、統廃合の場合の施設活用状況 等) 【学校教育政策部】  
(本市における影響)【教育総務部】

- スクールロイヤーの有効性について【学校教育政策部】  
(交付税措置、運用方法、契約することのメリット 等)

《品川 大介 議員》

- 学校給食費無償化について【教育総務部】  
(制限を設けなかった理由)

## 4. 一般質問答弁概要

一般業務報告：令和6年10月28日

令和6年 大東市議会 定例会月議会（9月）一般質問要旨（教育委員会関係）

2番 あずま 健太郎 議員

5 教育総務部

### 質問内容

#### 1 学校給食の無償化

10 ② 補正予算成立後の教育委員会の対応計画

ア 補正予算が成立した後の教育委員会の対応（制度の改正や保護者へ周知）について

### 答弁内容

15 ②ア 今定例会月議会の補正予算案をご議決いただきましたら、ただちに『大東市学校給食費に関する規則』を改正し、「児童・生徒の保護者から学校給食費を徴収しないこと」などを明文化するとともに、教職員等から学校給食費を徴収することを定めた「要綱」を制定するなど、学校給食費の無償化を実施するための関連例規を整備する予定でございます。

20 保護者の皆さまに対しましては、学校給食費の無償化に伴い、今年度の第5期以降、すなわち10月以降の学校給食費の支払が不要となることについて、来月初旬には、分かりやすく説明を記した通知文をお渡しする予定でございます。

また、既に学校給食費を全納されている保護者に対しましては、納め過ぎの給食費について還付手続きを進めてまいります。

25 さらに、本市が学校給食費の無償化に取り組んでいることにつきまして、本市の学校教育への関心を高めていただけるよう、定期的に情報発信するなど、広く周知PRに努めるとともに、効果検証の手立てを講じてまいりたいと考えております。

30

2番 あずま 健太郎 議員

教育総務部

### 質問内容

35 2 北条小・中学校の小中一貫教育（仮称）ほうじょう学園構想

#### 4. 一般質問答弁概要

##### ① 義務教育学校設置事業における補正予算の内容

ア 今定例議会にて、「義務教育学校設置事業」の補正予算案が計上されていますが、予算の内容について

##### ② 基本設計等を進めるための事業者選定方法

ア (仮称) ほうじょう学園の基本設計等をすすめるにあたり

##### ③ 地元住民・保護者・教職員の意見聴取の重要性と対応策

ア ②のアをすすめるにあたって地元の方々や保護者・教職員の意見聴取が大切だと思いますが、どのような対応を考えているのか

#### 10 答弁内容

①ア 『(仮称) 大東市立ほうじょう学園の設置に関する基本構想』を、本年6月定例月議会にてご議決いただきましたことを受けまして、(仮称) ほうじょう学園の基本設計等の策定をすすめるための委託料等を計上するものでございます。

15 基本設計を含む「施設整備方針」の策定業務に係る設計委託料と、これらの発注に関して技術支援を受けるための事務業務委託料が主なものでございます。

②ア 令和3年度に文部科学省から「豊かで魅力ある学校施設を整備するためには、設計段階における創意工夫が重要であり、新築や大規模改修など技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務においては、積極的にプロポーザル方式の導入を検討すること。」とする通知が発出されました。

20 これを受けまして、本市教育委員会では、すでに諸福小学校・南郷小学校・住道北小学校の長寿命化改良工事において、この方式を採用し、基本設計の事務を進めているものでございます。

25 (仮称) ほうじょう学園におきましても、義務教育9年間の連続性を意識した新しい学びを実現できる施設をつくること、長寿命化改修と増築が混在すること、隣接する公園を共用すること等、様々な課題がございますため、これまで同様、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行うものでございます。

30 今後、民間事業者からの提案を受け、「(仮称) 大東市立ほうじょう学園施設整備方針策定業務委託に係る大東市プロポーザル方式事業者選定委員会」の審査を経て、契約に向けた事務を進める予定にしております。

③ア 議員ご指摘のとおり、教職員や保護者、地域の方々からご意見をいただくことは、学校づくりの上で大変重要な要素であると認識しております。

35 まずは、核となる地域の組織体が必要と考え、昨年度同様、学校運営協議会を母体とする検討委員会を設置したいと考えております。

## 4. 一般質問答弁概要

検討委員会の皆様には、設計に対するご意見のほか、教育課程の在り方についても、ご審議いただく予定でございます。

また、教職員に対しても、教職員の立場から、同様のご意見をお聴きする機会を複数回設け、ハード・ソフトの両面から継続的に検証いただく予定でございます。

さらに、保護者や地域の方々に対しましては、基本構想についての説明会を開催してまいります。特に、保護者の方々に対しましては、参観日や学校行事のある時にこちらから現場に出向き、サロン型の雰囲気でお話をさせていただいたり、アンケートを実施する予定にしております。

今後より多くのご意見を届けていただけるように努めてまいりますとともに、皆様のご要望にお応えできるよう、「施設整備方針」の策定に活かしてまいりたいと考えております。

15 **4番 田中 大貴 議員**  
学校教育政策部

### 質問内容

20 **2 教員の働き方改革について**  
① 教員の大変さについて

### 答弁内容

① 教員の仕事の中心は、学習指導、いわゆる授業であり、児童生徒が学校にいる時間の大半はこの時間に充てられております。また、授業以外にも休み時間の関わりや給食指導・生徒指導はもとより、児童会・生徒会活動や運動会・文化祭等の行事への取組みにかかる事前・事後指導、部活動の指導などが、児童生徒が学校にいる間、行われております。

教員の本分である授業につきましては、授業を行うための教材研究・授業準備が当然必要であり、児童生徒がわかりやすい授業となるよう、際限のない教材研究や、授業で使用する教材教具準備を毎日行う必要がございます。これらの作業に加え、学級事務、校務分掌事務などの業務もございますが、いずれも児童生徒への指導・下校が終わってから放課後に行うことになり、勤務時間内に終わることがなかなか困難な状況でございます。

35 また、学校が抱える課題は複雑化・多様化してきており、近年では、不登校等多様な児童生徒への対応、いじめや暴力行為等の問題行動への対応、伴っての保

## 4. 一般質問答弁概要

護者対応等、教員だけで対応することが、質的にも量的にも難しくなっている状況であると認識しております。

併せて、本来であれば社会全体の課題であるものが、教育課題として、学校に解決・改善を求められていること、学校が教育機関であることに加えて、福祉機  
5 関化、サービス業化していること等が、教員の多忙化の原因ではないかと考えて  
おります。

### 4番 田中 大貴 議員

10 学校教育政策部

#### 質問内容

##### 2 教員の働き方改革について【再質問】

- 15 ② 学校の対応について  
③ 教員の負担軽減について  
④ 市独自で実践している取組について

#### 答弁内容

20 ② 各学校におきましては、例えば、「時間割を工夫することで、放課後の時間を創出する」「会議の種類や回数を見直したり、会議終了時刻を設定する」「ICTを活用して、各学年や教員が作成した資料や教材等のデータを共有する」など、各校が状況に合わせ、校長のマネジメントのもと、様々な工夫によって業務改善に向けた取組みを行っているところでございます。

25 ③ 教員の負担軽減に向けた市教育委員会の取組みにつきましては、まず、各学校に対する人的支援としましては、相談体制として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置しております。

30 また児童生徒・教職員への支援として、授業等支援員や支援教育支援員、介助員や不登校支援員の配置、近年では学校図書館の運営として学校司書を全校に配置しております。

また、教員だけでは解決の難しい生徒指導事案等についての相談や解決支援のために警察OBを派遣しております。

次に、体制支援としましては、給食費の公会計化や公簿の電子化、留守番電話  
35 システムの導入、AIドリルの導入・デジタル採点システム・高速プリンタの導入を行った他、今年度より夏季休業期間中の学校閉庁日を拡充する等、市教育委

## 4. 一般質問答弁概要

員会として、業務環境の改善に向けた取組みを様々に行っております。

いずれの取組みも、これまで教員が時間をかけて行っていたことを、外部人材にも関わっていただいたり、新たな機器やシステムを導入することによって、時間を削減・短縮するための取組みであり、教員が子どもと真に向き合うことや、  
5 新たな教育課題にチャレンジしたりできる時間を確保することで、結果、教育の質の向上が期待できるものと考えております。

なお、昨年10月には市内全教員に対し、教員向け業務改善リーフレットを配布し、市内の好事例の紹介や、チェックリストの周知、「業務改善のための心得7ヶ条」等の発信によって、働き方改革についての意識改革も図ったところでござ  
10 います。

これらの業務環境の改善、いわゆる働き方改革につきましては、全国的にも様々な取組みが推進されており、本市におきましても保護者や地域の方々にもご理解・ご協力いただくべく、今年度の4月には保護者向けリーフレットを配布し、保護者の皆様に本市の学校が子どものために行っている働き方改革の具体的  
15 的な事例を紹介し、学校の先生が、授業やその準備など、子どもと向き合う時間を確保し、日々元気に子どもたちの前に立つとともに、魅力ある学校教育を実現するための取組みについて、改めてご理解とご協力をお願いしたところでござ  
います。

今後も「子どもたちの健やかな成長を支える質の高い学校教育」を推進するため、教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りややりがいをもって職務に従事できる環境を整備し、「子どもたちと向き合う時間」を確保してまいります。  
20

④ 市独自の取組みとしまして、今年度より、教頭マネジメント支援員の配置を行っております。

教員の中でも、特に時間外勤務時間が長い傾向にある教頭の業務を軽減するため、今年度は新任教頭3名を対象に1名ずつの支援員を配置しております。

効果検証により成果や課題を整理しているところではございますが、教頭からの感想としましては、「とても助かっている」「業務について相談もできることから、安心して仕事ができている」との声もあがっており、市教育委員会としま  
30 してもその効果を認識しているところでございます。

もう一つの取組みといたしまして、休日の部活動地域移行がござります。

休日の部活動地域移行につきましては、昨年度より他市に先行して、運動部並びに文化部に関する国の実証事業にエントリーし、その取組みが各種メディアに取り上げられ、府内の市町村からも先進事例として注目されているところ  
35 でございます。

取組みの効果としましては、指導したことの無い種目の審判をすることや、リ

## 4. 一般質問答弁概要

一グ戦やトーナメントの大会が週末に続くため、本来の業務である授業準備の時間が確保しにくいといったことが解消されることを期待しております。

これらの取組みにつきましては、引き続きしっかりと効果検証を行ってまいりたいと考えております。

5

**4番 田中 大貴 議員**  
教育総務部

10

### 2 教員の働き方改革について【再質問】

#### ⑤ 学校・家庭・地域における担いわけについて

答弁内容

15 ⑤ 『教育基本法』には、「学校、家庭、地域住民その他の関係者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携・協力を努める。」と規定されています。

20 学校、家庭、地域の三者がそれぞれの立場から子どもの教育に責任をもつとともに、それぞれの教育機能を如何なく発揮し、相互に連携・協力しながら子どもを支え、育てていくことが重要です。

本市教育委員会では、今年度と来年度にわたって、小学1年生と4年生の保護者に対し、「家庭教育に関する状況把握調査」を実施致しますが、学校・家庭・地域で身につけること、期待していることなどを把握し、それぞれが担う教育についての確認を行い、今後の連携の在り方について、取りまとめていきたいと考えております。

とりわけ、家庭は、すべての教育の出発点として、基本的な生活習慣や、基本的な倫理感、自制心や自立心を養うことが求められるのではないかと考えております。

30 保護者が安心して子育てをし、家庭の役割の担いを支援するため、家庭教育支援事業の拡充に努めてまいります。

**4番 田中 大貴 議員**  
学校教育政策部

35

2 教員の働き方改革について【再質問】

⑥ 児童、生徒の学力向上について

⑦ 学力向上の取組に関わる施策について

5 答弁内容

⑥ 児童生徒の学力向上にかかる捉えにつきましては、まさに、議員の仰るとおりでございます。学力向上に魔法の杖はございません。「これ」をしたから学力があがる、というのではなく、議員ご指摘のとおり、「日々の地道な取組の積み重ね」、それこそが、学力向上にとって一見遠回りに見えて、一番近い方法であると思っております。

教員の授業づくりは、単に明日教える教科についての下調べをする、というものではありません。

その教科で付けたい力をつけるために、興味や関心を持たせる授業の導入を工夫し、意欲を持たせます。また、児童生徒一人ひとりが、以前学んだ内容と結び付けて思考できるように、そして主体的に学ぶことができるように発問やプリント、資料を工夫します。さらに、配慮が必要な児童生徒に対するヒントカードの作成や支援員との打ち合わせも大事な授業づくりの一部となります。

近年、全国的に「業務環境の改善」「働き方改革」が言われておりますが、これはまさに教員が本来向き合うべき授業や教材研究、児童生徒と関わる時間をいかに保証・捻出するかというものであるとともに、授業における「知識・技能」につきましても知識の詰め込みだけでは確かな学力には結び付きません。

本市では、全国に先駆けて、学習指導要領に掲げられております「主体的・対話的で深い学び」の実現にむけて、仲間とともに学ぶことで自身の学びの定着や深い理解につながる学習理念である「学び合う」授業づくりに取り組んできた経緯がございます。

このような日々の積み重ねが、今の学校の落ち着きに繋がり、子どもたちの学習に対する意欲に繋がっていると考えております。

真の学力とは、生涯にわたって「学び合い、学び続ける力」であるとも言えます。今後も、日々の授業・取組みを第一としつつ、子どもたちの学力向上に向けた直接的・間接的な教育活動を展開してまいります。

⑦ 市教育委員会としましては、現在、「全国学力・学習状況調査」における市全体の児童生徒の正答率や誤答例を丁寧に分析し、調査から見えてくる本市の児童生徒の強みをしっかりと理解したうえで、各校が学習を展開できるように、詳細な分析を行っているところでございます。

一例をあげますと、児童生徒の無解答率につきましては、大きな改善傾向が見

## 4. 一般質問答弁概要

られております。これは、子どもたちが最後まであきらめず、粘り強く学びに正対する姿であり、学校の落ち着いた具合であると捉えております。この意義や価値を各校にも発信し、子どもたちの頑張りを共有したいと考えております。

5 今後、10月には教育委員会のホームページを通じて、そして、12月には「広報だいたう」で市の結果概要をお伝えする予定でございます。

本調査は、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、各学校の授業改善に対する、文部科学省からのメッセージとなっております。市教育委員会としましては、教員一人ひとりの確実な授業改善につながるよう、今年度は、各校の学力向上担当者に加えて、複数名が一堂に集合し、調査問題や解答状況の分析をす  
10 とともに、各校の好事例を共有する交流会を実施する予定でございます。

また、今月には、全国でも優位な成果をあげております石川県能美市に、学力向上先進地視察研修を行いました。この視察は市独自の事業として今年度で3年めであり、3年間で指導主事を含めて66名の市内教員が多くの実践を学ば  
15 せていただくことができました。市内教員が同じ取組みを連続して学ぶことで、教職員一人ひとりの授業改善の意識の高まりや教職員の互惠関係も生まれております。市全体の同僚性が高まることで、市全体のベクトルを揃えることができると期待しております。

今後も、さらなる学力向上に向けて、地道な授業改善・取組みを粘り強く積み重ねてまいります。

20

### 4番 田中 大貴 議員

学校教育政策部

25

#### 質問内容

#### 4 若い世代と政治について

##### ① 学生の議会傍聴について

30 答弁内容

① 各中学校における生徒会活動の一環として、「評議会」や「代表委員会」の名称で、月に1回程度のペースで開催されている会議体がございます。これは、環境委員会や給食委員会、保健委員会などの専門委員会において話し合われた内容を持ち寄り、学校全体がどのような方向性で取組みを進めるかを決定する  
35 場になっております。この会において決まった内容が、各学年・各クラスでの実際の取組みにつながり、全校生徒が集まる生徒総会のような場で振り返りが行

## 4. 一般質問答弁概要

われるという流れになります。

現在、市議会の議場をお借りして、この「評議会」あるいは「代表委員会」を開催することができないか、学校と調整を進めているところでございます。普段はなかなか入ることのできない、この議場で様々な議論を交わす体験を通じて、引き続き、生徒の政治・市政に関する意識向上につながる取組みを構築してまいりたいと考えております。

### 8番 中村 晴樹 議員

学校教育政策部

#### 質問内容

##### 1 共同親権について

##### ⑥ 別居親の行事参加の情報共有、学校で参加の可否を判断しない仕組み

#### 答弁内容

⑥ 学校行事のご案内につきましては、児童生徒を通じてプリント等を配付し、詳細を各ご家庭にお伝えしている状況でございますが、例えば、お孫さんの頑張っている姿を見に行きたいという祖父・祖母の皆様や、日程だけを早く知りたいというご家庭などには、お問い合わせをいただきましたら、情報提供として、各校あるいは市教育委員会においてお答えさせていただいております。

なお、別居しておられる保護者の方が学校行事に来られるかどうかにつきましては、前回までの答弁同様、暴力行為等のDVにより重大な危害を受け、接近禁止命令が地方裁判所への申し立てにより認められた場合や、仮処分命令が出されている場合を除いては、親権の有無に関わらず、学校が認めるか、認めないかを決定するものではございません。

各校に対しましては、担当課から具体的なケースについても伝えながら、大阪府教育庁から周知依頼のあった親子交流に関する資料等を今年度も配付したところでございます。

その際、家庭から学校に相談が寄せられた際には、市教育委員会と連携するようという点について引き続き伝えており、子どもの利益を最優先に対応するという観点のもと、仕組みづくりの一つとして、連絡フロー図が完成し次第、校園長会等において各校に周知を図ってまいりたいと考えております。

8番 中村 晴樹 議員  
教育総務部

5 質問内容

3 大東市のビジョンについて

- ② 学校給食について
- ③ 学校プールについて
  - ア 施設について

10

答弁内容

② 今後の給食の提供方式を検討するため、令和3年度に、中学校給食実施方式の基礎調査を実施し、各方式の課題点や、メリット・デメリットなどについて、定性的評価、定量的評価により、一定の整理を行ったところでございます。

15

定性的評価としては、自校調理方式が最も望ましく、次いで給食センター方式が望ましいという結果が出ましたが、定量的な評価については、現行方式である民間調理場活用方式が費用を抑制できる結果となりました。

一方で、本市の学校施設は、今後10年以上にわたり、長寿命化改良工事等による多額の整備費が必要となってまいります。

20

学校給食の提供の方式として、自校調理方式や給食センター方式を採用していくことにつきましては、イニシャルコストや、運営費、敷地の確保等が大きな課題になってまいります。

今後、本市の中学校給食の提供方式について、更なる議論を進めていく上で、運営に係る経費までのトータルコストを踏まえた視点とともに、広域的な連携も視野に入れる等、新たな選択肢も含めて、鋭意研究を続けてまいりたいと考えております。

25

③ア 本市の公立小・中学校のプール施設につきましては、新設や改修してから40年以上経過するものが10校ございます。

30

そうした施設では、プール槽からの水漏れ、ろ過装置の故障、給水管からの漏水など老朽化が進行している状況で、今後、更新時には多額の費用が必要となります。

一方、民間プール委託の活用や指導者の派遣等に取り組む自治体も徐々に増えている状況を鑑みますと、本市の学校におけるプール授業のあり方について、検討を進める必要性を感じているところでございます。

35

全ての学校においてプール施設を改修し、継続的に利用する場合と、老朽化に

## 4. 一般質問答弁概要

よる工事改修の必要な該当校を対象に民間プール委託を活用する場合で、それぞれの運営経費について、中長期的な概算額を試算いたしますと、前者の場合では、20年間で、改修費を含めて、約20億8,700万円の運営経費が掛かり、後者の場合では、改修をせずに20年間で約11億2,200万円の経費が掛かる見込みとなりました。

これら双方を比較しますと、民間プールの活用の方が、老朽化施設の工事費が発生せず、20年間の経費は低くおさえられる見込みでございます。

これらの試算につきましては、あくまでも今後の方針を検討するため、事務局にて作成したものであり、物価の変動は考慮できていないものでございますが、参考資料として役立ててまいりたいと考えております。

民間プールの受け皿の課題がございますが、委託の進捗に合わせ、学校施設のプール改修は、抑制していく動きを取っていく必要があるものと考えております。

**8番 中村 晴樹 議員**  
学校教育政策部

### 質問内容

#### 3 大東市のビジョンについて

##### ③ 学校プールについて

##### イ 民間委託について

### 答弁内容

③イ 学校プールの老朽化や熱中症対策の観点から、屋内温水プールを活用した水泳授業の実施が、全国的に広がりを見せております。

実際に、天候悪化による雷の危険性や運動制限が必要なほどの気温・湿度の上昇により、計画していた回数の水泳授業が実施できないという状況は、本市小・中学校におきましても多くの学校で共通の課題となっております。

市教育委員会としましては、現在、近隣市を含めていくつかある民間水泳施設について、移動に必要な時間、移動手段、更衣室や評価方法など、詳細について各学校とも相談を繰り返しながら、令和7年度からのモデル実施を計画しているところでございます。民間施設を活用することで、1年を通して施設を活用することができるメリットがあり、より専門的な指導を受けることも可能となります。

## 4. 一般質問答弁概要

数に限りのございます民間水泳施設を、複数校で、かつそれぞれの学校の教育活動全体に影響が及ぶことなく活用させていただくには、どのような方法が最善であるか、市全体の水泳授業の在り方を含めて、引き続き調整を重ねてまいります。

5

**9番 北村 哲夫 議員**  
学校教育政策部

10

### 4 eスポーツについて【教育長答弁】

#### ② 教育分野におけるeスポーツの取り組みと今後の方向性について

答弁内容

15 ② 現在、市教育委員会としましては、2つの柱でeスポーツの普及促進を図っているところでございます。

1つめは、中学生を対象とした、「eスポーツスポット大東」の積極活用でございます。eスポーツスクールでの活動には、中学生も参加しておりますが、今後より多くの中学生がeスポーツスポットを利活用することができるよう、  
20 各校へポスターを配付する等、「eスポーツファンを増やす」という産業・文化部が示す目的のもと、市教育委員会としましても取組みに協力してまいります。

2つめの柱は、市教育支援センター「ボイス」におけるeスポーツ活動でございます。eスポーツにつきましては、オンラインで離れた場所の仲間と会話をしたり、協力したりすることが可能になります。登所している児童生徒のニーズ把握を行いながら、「ボイス」で多様なeスポーツ体験が可能となるよう、引き続き体制を整えてまいります。

25 なお、学校での部活動につきましては、令和5年度から休日部活動の地域移行の取組みが始まっております。

30 その取組みの中で、今後もeスポーツも含めた、さまざまな種目の可能性について、ニーズを把握しながら、「持続可能な部活動の在り方に関する意見交換会」等の場において検討してまいります。

35 **9番 北村 哲夫 議員**  
教育総務部

質問内容

7 給食無償化について【市長答弁】

② 国の動向等について

5

答弁内容

② 学校給食費無償化に向けた国の動向でございますが、令和5年6月に閣議決定された『こども未来戦略方針』に基づき、学校給食費の無償化を実現している自治体における取組状況や成果・課題、全国ベースでの学校給食の実態を調査し、本年6月12日に調査結果を公表されたところでございます。

10

国におかれましては、この調査結果をもとに、「小中学校の給食実施状況の違いや法制面等を含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する」との見解を示されております。

本市におきましては、その具体的方策案に対して期待するものでございますが、本来、国の財源措置にて対応するべきものと考えておりますので、これまで同様、早期に実現されますよう、様々な場面で要望してまいりたいと存じます。

15

20 11番 おおつか 真司 議員

学校教育政策部

質問内容

2 運動施設の有効活用と市民に開かれた使用について

25

③ 各中学校のサッカー部とプロチームとの連携について

答弁内容

③ 各中学校の部活動につきましては、生徒数の減少から休部や廃部となるケースも増えており、人数の少ない学校が近隣の学校と合同チームを組んで大会に臨むことも多くなっております。

30

学校間で連携しながらも、チームとしての練習は別々で実施するような際には、ある程度専門的な知識を有する指導者が練習計画を作成し、全体の見通しを立てていく必要性が高くなると考えられます。

現在、部活動指導員としてサッカー部の活動に携わっていただいている方もおられますが、今後、学校から指導の協力依頼がありました際には、議員ご提案

35

## 4. 一般質問答弁概要

のプロチームはじめ、地域の団体や専門技能を有する方々との連携を広げてまいりたいと考えております。

5 **11番 おおつか 真司 議員**  
教育総務部

### 質問内容

10 **6 学校の熱中症対策**  
① ウォータークーラーの設置について

### 答弁内容

15 ① 現在、市内小・中学校での冷水器（ウォータークーラー）は、中学校全校と小学校1校が設置されている状況でございます。

本年4月に、国から発出されました『学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き』では、「様々な場面を想定した水分補給の重要性」について示され、本市教育委員会におきましても、『熱中症対策ガイドライン』を改訂し、予防措置としての対応をとりまとめたところでございます。

20 学校施設は、児童・生徒が1日の大半を過ごす学習生活の場です。

冷水器を設置することで、こまめに水分補給がしやすくなり、子どもへの熱中症予防に効果があるものと考えております。

冷水器の増設につきまして、各校の管理体制や必要な費用を鑑み、検討してまいりたいと考えております。

25

**12番 児玉 亮 議員**  
学校教育政策部

30

### 質問内容

**1 小中学校の夏休み明けの子どもたちについて**

① 夏休み明けの不登校について

ウ 原因の把握と解決策は

35 エ 校内教育支援ルームの現状は

オ 起立性調節障害（OD）の実態と対応について

## 4. 一般質問答弁概要

### 答弁内容

①ウ 不登校の原因と把握につきましては、教職員だけではなく、例えば起立性調節障害の疑いであれば医療との連携、また家庭の悩みであればご家族からの  
5 情報提供、友人関係の困りごとであればスクールカウンセラーを通じて、というように、さまざまなチャンネルを通じて把握に努めているところであります。

解決策につきましても、この方法がどの児童生徒に対しても有益である、というような画一的なものではなく、不登校の原因や段階、教職員との関係性や周囲の協力など、一人ひとりの状況に応じた対応が求められます。

10 対応におきましては、学校だけでなく専門家や外部機関を含めた「チーム学校」としてアセスメントを行い、役割分担しながら支援を行うことが大切であり、今後、多様な支援を提示できるよう、各校と連携しながら支援してまいります。

エ 令和5年3月に文部科学省から示されました「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策・COCOLOプラン」の中では、不登校の児童生徒すべての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える必要性がうたわれております。

15 令和5年2月時点において、すべての学校に校内教育支援ルームを設置できている市町村数は、全国で13.2%(228)にとどまっておりますが、本市においては今年度中にすべての学校に設置する予定でございます。

20 市内の中学校におきましては、室内のレイアウトやコミュニケーション力を養うためのプログラムを、子どもたちと教職員が一緒に相談しながら改良を重ね、子どもたちの自主性や自己有用感を高めているといった好事例もあり、他市の教育委員会等から複数の視察を受け入れている実績もございます。

25 市教育委員会としましては、校内教育支援ルームを運営するにあたって、各校が実情に合わせて作成する方針や、人員の配置、また環境を整備するための予算確保等、引き続き学校を支援してまいります。

オ 自立神経系の不安定さが要因となり、循環器系の調節がうまくいかなくなる疾患である起立性調節障害につきましては、各校が理解を深めるよう、研修の場で紹介するなど周知を図っているところでございます。

30 また、当事者や当事者以外の周りの子どもたちにも理解を広めるために、保健室前にポスターを掲示するなどして、学校全体としての学びの機会を設定したり、スクールカウンセラー便りや保健便りといった配布物の中で、不登校とも関係が深いとされている起立性調節障害の対応等について、保護者に対しての啓  
35 発も行っております。

## 4. 一般質問答弁概要

起立性調節障害は、立ち上がった時に血圧が急激に低下したり、心拍数が上がったことなどで「立ちくらみ」や「疲れやすい」といった症状として現れる身体的疾患であることから、本人が頑張っただけでどうにかなるという問題ではありません。また、血液検査など一般的な検査では異常が見つからないため、「気持ちの問題」や「単にさぼっているだけ」との誤った認識から、本人のもうひとふんばりを周囲が要求してしまうことで、さらに症状が悪化してしまうこともございます。

まわりの人間が、疾患について正しく理解して関わり、声をかけていくなど、組織的に対応することが大切であると考えております。

### 12番 児玉 亮 議員

学校教育政策部

#### 質問内容

1 小中学校の夏休み明けの子どもたちについて

② 夏休み中のトラブルとその対応について

ア 夏休み中のトラブル等について

イ その際の教育委員会としての対応は

ウ 児童や保護者に対する注意喚起は行き届いているか

#### 答弁内容

②ア 夏休みは、子どもたちにとって普段できない体験やじっくり時間をかけて自分の興味のあることに取り組むことができる貴重な時間ですが、学校以外の場で仲間と楽しく過ごしていると、つい気が大きくなってしまい、誤った判断に陥ってしまうことも少なくありません。

さらに近年は、インターネットに関するトラブルが増加傾向にあります。意図しない書き込みで友人を傷つけてしまうことや、ときには知らない人とネットでつながり性的なトラブルに巻き込まれるような重大な事態に発展する危険性もございます。スマホやネットを通じてのトラブルは、保護者や学校の教員にも把握することが難しく、対応が遅れてしまうことも課題であると認識しております。

イ 市教育委員会としましては、担当指導主事だけでなく、警察OBである教育アドバイザーが各校を訪問し、学校が抱える様々な生活指導に関する課題に対

## 4. 一般質問答弁概要

する指導・助言を行っております。保護者と学校が連携することはもちろん、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の活用、警察や子ども家庭センターなどの関係諸機関への情報共有など、「チーム学校」として子どもたちを支援する体制をつくっており、事案を把握した時点で迅速に初動対応ができるよう、引き続き緊張感をもって臨んでまいります。

ウ 夏休み前には、小中学校からの依頼を受けて、非行防止・安全に関する特別授業を、市教育委員会や四條畷警察署で企画しております。この特別授業は、トラブルに巻き込まれた際の対処法やさまざまな危険な場所の紹介などについて、クイズや動画を用いてわかりやすく学ぶプログラムとなっており、子どもたちが自分ならどうするか、友だちが困っていたらどうするかを考えて、行動に移すことができるように、内容を毎年工夫しております。

子どもたちが学校で学んだことを家庭でも話題にすることで、家族で危険から身を守ることができるよう意識を高めていただくとともに、保護者対象の講演会等でも、啓発を続けてまいります。

### 12番 児玉 亮 議員

学校教育政策部

#### 質問内容

#### 2 性教育について（小中学生・保護者）

##### ① 小中学生へ性教育をおこなうことについて見解は

#### 答弁内容

① 学校における指導内容につきましては、学習指導要領に基づき、教育課程を編成しております。

小学校第1学年から第3学年では、生活科や道徳科の授業において、学級担任と養護教諭等が連携して、発達段階に応じた指導方法を検討し、からだの特徴や命の大切さについて学習しています。また、第4学年から第6学年では、体育科の授業において、思春期の心とからだの変化、子どもと大人のからだの違いなどについて、発達段階に応じて学びを進めております。

中学校におきましては、異性の尊重や性感染症の予防などについて学ぶだけでなく、性に関するトラブルに巻き込まれないようにするためにはどう行動すべきか、性に関する様々な情報とどのように向き合っていくかなど、自分事とし

## 4. 一般質問答弁概要

で考える時間も大切にしながら、学びを多面的に積み重ねているところでございます。

今後も、各校に対しては学習指導要領に基づき、適切に教育課程を編成するよう指導してまいります。

5

### 12番 児玉 亮 議員

教育総務部

質問内容

#### 10 2 性教育について（小中学生・保護者）

##### ② 保護者が子どもにおこなう性教育の重要性は

答弁内容

15 ② 子どもが、間違っただけの情報に触れたり、性に関する悩みを一人で抱える前に、身近で信頼できる大人である保護者から、子どもに正しい知識を伝えることは大切であると考えております。

しかしながら、保護者にとって子どもに対して、性に関して、どのように接すべきなのか、方法がわからないなど、不安に思われている方も多く感じております。

20 こうしたことから、本市教育委員会では、昨年度から、「家庭教育支援事業」の一環として、性教育をテーマにセミナーを実施しているところでございます。

今年度におきましても、9月21日に、家庭でどのように性教育に関わっていくのかなどについて、セミナー講師よりご教示いただき、保護者の方々に、学習機会の場を設けたところでございます。

25 今後につきましても、家庭での性教育の在り方をはじめ、子どもの性の悩みを抱える保護者に対し、家庭教育の支援の場の継続・拡充に努めてまいりたいと考えております。

### 30 12番 児玉 亮 議員

学校教育政策部

質問内容

#### 35 2 性教育について（小中学生・保護者）

##### ③ 母子・父子家庭の異性の子どもへの性についての相談体制は

## 4. 一般質問答弁概要

### 答弁内容

- ③ 各校におきましては、学級担任だけでなく、養護教諭や学年担当教員、スクールカウンセラーなど、さまざまな形で子どもたちと関わる教職員がおります。
- 5 男性教職員には相談しにくい内容や、女性教職員にはためられる内容がある場合には、担任だけでなく、誰とでもどのような内容でも相談できるという安心感を、児童生徒一人ひとりがもてるよう、引き続き相談しやすい雰囲気、関係づくりを構築してまいります。

- 10 なお、学校外におきましても、市教育委員会として「教育相談室」を開室しており、一年を通じて、性に関する相談等様々な相談が保護者の方々からございます。こちらにつきましても引き続き各ご家庭に周知を図ってまいります。

### 12番 児玉 亮 議員

#### 15 教育総務部

### 質問内容

#### 2 性教育について（小中学生・保護者）

- 20 ④ 母子・父子家庭の異性の子どもが体の発達等の際に誰にも相談できないことについての見解は

### 答弁内容

- ④ 母子・父子家庭の異性の子どものみならず、すべての児童・生徒の体の発達等についての相談体制につきましては、学校においては、第一義的には、養護教諭が対応することとなっております。
- 25

しかしながら、なかなか相談できない子どもたちがいることも実態であると認識しております。

- こうしたことから、スクールソーシャルワーカーが、教職員と協働しながら、児童・生徒の教室における学習の様子を観察するなど、子どもたちの潜在化されている課題を発見し、子どもの置かれている状況や環境の中から、情報を整理し、見つけた課題に対して改善に向けた働きかけを行うとともに、関係機関等とのネットワークの活用や連携・調整するなどの取り組みを展開しているところでございます。
- 30

- 35 学校内での日々の児童・生徒の様子を担当教諭や養護教諭だけではなく、スクールソーシャルワーカーが観察し、スクールカウンセラーを含め、チーム一体と

## 4. 一般質問答弁概要

なり課題解決を図る体制を強化してまいります。

### 12番 児玉 亮 議員

5 学校教育政策部

#### 質問内容

#### 2 性教育について（小中学生・保護者）

10 ⑤ 性教育について本市として積極的にこなっていくことはできないか

#### 答弁内容

⑤ 小中学校における学習内容につきましては、引き続き、学習指導要領に基づき、適切に教育課程を編成するよう、各校へ指導してまいります。

15

### 12番 児玉 亮 議員

教育総務部

20

#### 質問内容

#### 2 性教育について（小中学生・保護者）

⑥ 家庭でも小さい頃からおこなえる性教育の道具を教育委員会として準備・配布することはできないか

25

#### 答弁内容

⑥ 先ほど答弁申し上げました、昨年度の性教育に関するセミナーでは、出席された保護者に対して、デートDVチェッカーを配布し、家庭での性教育の在り方など、ご教示いただいたところでございます。

30 保護者に対しまして、性教育に関する物品を配布する場合は、何らかの説明や解説をお伝えした上で実施することが大切であると考えております。

家庭教育支援の分野において、保護者に対する学習機会、情報提供の一環として、学校教育の分野である教育課程を鑑みつつ、専門家の意見を拝聴しながら検討してまいりたいと考えております。

35

12番 児玉 亮 議員

学校教育政策部

5 質問内容

3 大東市の教育について

① スクールロイヤーについて

ア スクールロイヤーとはなにか

ウ 現在、それらの問題が起こった際の対応は学校でおこなっているのか

10 オ スクールロイヤーの必要性や、今後導入する可能性については

答弁内容

①ア スクールロイヤーとは、自治体の顧問弁護士とは別に、いじめ・不登校・  
15 学校事故など学校で発生するさまざまな問題について、学校や教育委員会に助  
言・アドバイスをする弁護士のことでございます。

大阪府教育庁では、平成25年から府のいじめ防止基本方針に基づき各市町  
20 村教育委員会からの要請に応じて、スクールロイヤーを派遣する事業を始めて  
おります。なお、今年度、大阪府教育庁では11人の弁護士がスクールロイヤー  
として登録されております。

20

ウ 現在、市教育委員会としましては、いじめ事案等への対応について、必要に  
25 応じて、教育分野を専門としているスクールロイヤーから法律的な観点に基づ  
いたアドバイスをいただいております。今年度もすでに小中学校に対して複数  
件のご助言をいただいております。全ての学校で改善傾向にあります。

25

スクールロイヤーの関わりによる効果は、直接的な事案の解決という結果だ  
けでなく、学校の事案対応力の向上にもつながっております。

オ 先ほど申し上げました、大阪府全体でスクールロイヤーとして登録してい  
30 る人数が11人という数からもわかりますように、学校に関する事案を専門に  
活動している弁護士の方は、非常に少ないのが現状でございます。

30

一方で、スクールロイヤーの必要性はますます高まっており、今後、各市町村  
教育委員会が独自に、スクールロイヤー活用事業を立ち上げることが増えるで  
あろうと想定しております。

本市教育委員会としましても、スクールロイヤーの必要性・有用性を感じてお  
35 りますことから、他市の先行事例を参考に、スクールロイヤーとのさらなる連携  
強化を検討してまいります。

35

12番 児玉 亮 議員

学校教育政策部

5

質問内容

3 大東市の教育について

② 支援学級・通級指導教室について

- 10     ア 現在の支援学級・通級指導教室の状況は  
       イ 各校で支援内容等に違いはあるか  
       ウ 通級指導教室の今後について

答弁内容

- 15     ②ア 現在、支援学級は全校で112学級、通級指導教室は全校で22教室展開  
       されております。

       文部科学省が能登半島地震で被災した石川県を除いて実施した調査によりま  
       すと、今年度、通級指導教室を利用している児童生徒数は、19万8,343人  
       で前年比1万4,000人以上増加しており、ここ数年、大阪府下全体でも通級  
20     指導教室は増加傾向にあり、支援の必要な児童生徒について、各校でより丁寧  
       に状況把握ならびに本人・保護者との教育相談等を実施することができるよう  
       になっております。

       また、一人一台端末導入により、動画や音声教材を活用しながら子どもたちの  
       理解を促す内容の工夫も広がりつつあります。

- 25     今後、個々の教育的ニーズに応じて、適切な学びの場へつなぐとともに、障  
       がいの有無にかかわらず、誰一人取り残されない学びの実践に取り組んでまい  
       ります。

       イ 児童生徒一人ひとりに必要な支援は、個々の状況に応じてそれぞれ異なり  
30     ます。同じ学校で学ぶ子どもたちであっても、指先の訓練やソーシャルスキル・  
       トレーニングのために多くの時間を支援学級の教室で過ごす場合もございます  
       し、通常の学級において進路に関する学びの時間を多くとっている場合もござ  
       います。

- 35     支援学級におきましては、本人及び保護者と相談のうえ、「個別の教育支援計  
       画」に基づき作成する「個別の指導計画」に沿って、特別の教育課程を編成して  
       いるところであります。

## 4. 一般質問答弁概要

5 なお、支援学級での授業や通級指導教室での学習につきましては、学校間でその内容のわかりやすさや教員の指導力が大きく異なる、という状況にならないよう、市教育委員会として全校の担当者を集めて研修会や学習会を実施したり、府立支援学校のコーディネーターからアドバイスをいただく機会を設けたりするなど行っております。今後も市全体の支援教育のレベルアップにつながるよう、様々なアプローチを図ってまいりたいと考えております。

10 ウ 小中学校で平成5年度から始まった通級指導を受ける子どもの数は、全国で10年前の約2.7倍に増加しております。通級指導教室におきましては、「集団のなかでは自分の力をなかなか十分に発揮できない」「時と場に応じた言葉づかいや行動が難しい」「特定の学習活動でつまずきがある」等、さまざまな特性のある子どもたちのために個別の指導を行っております。

15 個性を発揮しながらも、いきいきと集団生活を送り、スムーズな社会参加につながることを目的とし、そのために必要な力を培う通級指導教室の役割は、今後ますます大きくなると予想されております。

引き続き、通級指導教室での学びの内容を充実させてまいります。

### 13番 安田 恵子 議員

20 教育総務部

#### 質問内容

##### 1 放課後こども教室について

- 25 ① 本市での放課後子ども教室はどのようなものがあるか  
② 教えていただける講師はどの様に確保されているか  
③ 講師の謝礼金額について  
⑤ 今後の運営における課題とその解決策について

#### 30 答弁内容

① 放課後子ども教室は、安全で安心な子どもの活動場所を確保するとともに、地域の方々の参画・協力を得て、子どもの体験・交流活動・学習活動等の活性化を図ることを目的に実施しているものでございます。

35 現在、本市内全小学校区では、地域と学校が連携し、平日の放課後の時間に学習教室や読み聞かせ、図書開放、スポーツ教室、英語教室などを実施しているところでございます。

## 4. 一般質問答弁概要

② 講師につきましては、放課後児童クラブにおける学習支援を行っていた  
5 いている教員OBや、地域のボランティアの方などをお願いし、実施いた  
しております。

5

③ 謝金につきましては、報償として、事業の円滑な実施のための総合的な調整  
10 役であるコーディネーターに対しては1回あたり1,020円。教室実施にお  
ける指導者や安全管理を行う安全管理員は、1回あたり850円。学習教室にお  
ける学習教室指導員につきましては、教員免許を有している方は1回あたり、1,  
200円として実施しております。

10

⑤ コロナ禍以前は、将棋教室や昔遊びなど、地域人材を活用し実施してあり  
15 ましたが、地域人材の高齢化や、新型コロナウイルス感染症拡大時にお  
いて開催を見合わせたことが影響し、現在では、学校の協力を得ながら、  
学習教室や図書開放を実施することが多くなってきております。

15

今後の運営につきましては、まずは地域人材の発掘に努め、地域人材が持つ  
ノウハウや経験を活かした事業を展開するとともに、大阪府が紹介されて  
おられます「企業・団体による活動プログラム」等を活用しながら、情報・  
プログラミングなどの取組ができないか検討を進めてまいりたいと考えて  
20 おります。

20

子どもたちが放課後において、多様な体験・活動ができ、自主的な活動を通  
して相互の関係性を広げる豊かな環境づくりを推進してまいります。

### 13番 安田 恵子 議員

25

学校教育政策部

#### 質問内容

##### 2 特別支援教育支援員について

30

② 各校の支援員の状況について

③ 特別支援教育支援員を配置するための国からの補助金活用について

④ 特別支援員の増員について

#### 答弁内容

35

② 支援員につきましては、人材の確保が、本市のみならず各市において、大  
きな課題となっております。

#### 4. 一般質問答弁概要

市教育委員会としましては、本市独自の人材バンクの仕組みとして「大東スクールアシスト制度」を立ち上げており、希望者リストの中から学校が自由に活用できる体制を整備しているところであり、各校では、学生や地域の方、教員OBなどに担っていただいております。

5 令和5年度より、前年比4倍となる各校320回分の予算をいただいているものの、これは各校で1日あたり1名を週4日配置できるかどうかという回数となります。

10 令和4年度に文部科学省より通知のありました「適切な学びの場の見直し」の理念をふまえ、通常の学級で過ごしながらも支援を要する児童生徒の数が増えていることから、今後、支援員の配置はさらに充実させていく必要があると考えております。

15 ③ 特別支援教育支援員に対する、国からの地方財政措置の制度は、平成18年6月に学校教育法が改正されたことにより、小中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対して、障がいによる困難を克服するための教育を行うことが明確に位置付けられたことから、平成19年度にスタートした経緯がございます。

20 教員と連携の上で、学校教育活動上の日常生活の介助や学習活動上のサポート、児童生徒の健康・安全の確保や周囲の児童生徒の障がい理解促進などを目的とし、都道府県や市町村に対して、必要な経費を措置する本制度は、令和5年度は、全国の公立小学校に対して前年度比1,900人増の47,600人、公立中学校に対して前年度比500人増の12,900人分が予算化されており、その金額は全国的に増加傾向にあります。

25 本市におきましても、小中学校数に応じた普通交付税の措置が講じられていることから、今年度は2,688万円の予算の中、学校の規模や障がいのある児童生徒の在籍数に応じて、市教育委員会として年度途中にも各校と調整を重ね、派遣回数を決定しております。

30 ④ 各校が児童生徒一人ひとりの状況に応じて、必要十分な支援を行っていくためには、予算の確保だけでなく安定的な人員の確保並びに研修等の実施が必要不可欠となります。

また、各校におきましても、児童生徒の状況を丁寧に把握する中で、いつ、誰に、どのような支援を、どのくらい必要かを見極め、介助員及び支援員を計画的に活用することが大切です。

35 市教育委員会としましては、支援を要する児童生徒一人ひとりに必要な支援が届くよう、そしてすべての児童生徒の学びを保障していけるよう、人材確保等、

## 4. 一般質問答弁概要

引き続き学校と連携してまいりたいと考えております。

13番 安田 恵子 議員

5 教育総務部

### 質問内容

3 (仮称) ほうじょう学園と今後の小中学校の給食について

- 10 ① 義務教育学校である(仮称)ほうじょう学園の給食はどの方式を採用する予定か  
② 今後の市全体の給食方式のあり方についてどう考えますか

### 答弁内容

- 15 ① (仮称)大東市立ほうじょう学園につきましては、現在の北条小学校6学年と北条中学校3学年の計9学年が一つの敷地に集う学び舎として、設置に向け取り組んでいるところです。

現行、本市の給食の形態といたしましては、小学校は自校調理方式、中学校はランチボックス方式で統一しているところですが、(仮称)大東市立ほうじょう学園におきましては、「義務教育学校」という制度の下、食育に関しても小中一貫した教育を実現するため、改めて給食室を増設し、自校調理方式による全児童生徒への給食を実施する予定にしております。

- 25 ② 中学校給食の提供方式につきましては、令和3年度に、各方式の課題点やメリット・デメリット、支障課題、事業費試算などについて、定性的・定量的な観点から、一定の整理を行ったところがございます。

この調査によりますと、自校調理方式、センター方式については、整備のインシヤルコスト、用地の確保、用途地域に伴う法規制の課題が大きい一方で、現行の民間調理場方式では、費用面での有利性が高いものの、事業者数が少なく、事業者の撤退リスクも考えられるなどの課題がございます。

今後、本市の中学校給食の提供方式について、更なる議論を進めていく上で、運営に係る経費までのトータルコストを踏まえた検証を行うとともに、広域的な連携も視野に入れつつ、鋭意研究を続けてまいりたいと考えております。

35

13番 安田 恵子 議員

学校教育政策部

質問内容

5 4 こどもの権利条約について

- ① 市では「子どもの権利条約」を学校でどのように教えていますか
- ② 子供達の権利が活かされる取り組みを言葉で教える以外に行っていることは

10 答弁内容

① こどもの権利につきましては、小学校第6学年社会科や中学校第3学年公民・家庭科で「子どもの権利条約」・「児童憲章」や「児童福祉法」など、こどもの健やかな成長のための条約や法律を学ぶとともに、道徳では仲間と考え、議論する中でよりよい社会づくりに主体的に参加するための基盤を身に付けております。

小学校では、「子どもの権利条約」の内容を知り、どの権利が今の自分にとって一番大切にしたいのか、その理由は何なのか、といった交流を通して、どの権利も自分たちにとって必要である権利であることを学んでいる事例がございます。

20 中学校では、社会科・家庭科での学習のほか、総合的な学習の時間なども活用し、こどもの権利が侵害されている諸課題（ヤングケアラーなど）を知り、解決するためにはどういった方法が考えられるか等、こどもの権利について探究的な学びを深めている事例もございます。

こどもの権利につきましては当然の権利であるとともに、子どもが権利を自分事として捉え、自分の意見を表明・表現できる力をつけることも大切です。日々の学習活動や取り組みなどを通じて、一人ひとりの児童生徒が獲得できるよう各校において引き続き指導してまいります。

② 中学校での一例をあげますと、社会科地理の学習において、植民地時代の課題が残ったままの産業を学習する際、児童労働に関する写真や映像資料を見ることで、自分たちと年齢の変わらない子どもたちが働いている・働かされている現状を知り、そこから自分たちの権利について改めて考える活動を行う等、様々な手法を用いて子どもたちが自分の権利を知り、自分の考えを仲間に伝えることを大切にしながら学習を進めております。

35 単に「知識・技能」の定着だけではなく、「生きてはたらく」真の知識・技能となるよう、自分事として日常に生かされる学びの取り組みを工夫していること

## 4. 一般質問答弁概要

ろでございます。

14番 小南 いちお 議員

5 学校教育政策部

### 質問内容

2 全国中学校体育大会について

- 10 ② 全国中学校体育大会の令和9年度以降のあり方について連盟と文部科学省の状況は
- ③ 本市中学校クラブ在籍生徒への状況説明は
- ア 全国中学校体育大会の削減種目

15 答弁内容

② 報道では、競技数の削減や、開催費・参加人数を3割程度削減するという目標が掲げられ、文部科学大臣は、会見において関係団体と中体連で丁寧な議論を行うよう求めたとも聞いております。

- 20 ③ア 水泳、男子ソフトボール、男子柔道、ハンドボール、女子新体操、体操、男子相撲、男子アイスホッケー、スケートの9競技と聞いております。
- 本市中学校への状況説明は、通知を踏まえて対応してまいります。

25 14番 小南 いちお 議員

教育総務部

### 質問内容

30 3 市内BCPについて

- ② 市内各部局におけるBCPは
- イ 教育委員会

答弁内容

- 35 ②イ 教育委員会におきましては、地震による大規模な災害が発生した場合、まずは市内各校の児童・生徒の避難誘導や収容、避難救助を行い、学校等の被災状

## 4. 一般質問答弁概要

況の調査を行うとともに、休校園等の措置に関する業務を行うこととしております。

また、24時間以内に教育委員会事務局の執務場所の開設などを行い、72時間以内に、教職員の人員確保、児童・生徒の心のケアに向けた準備をすすめるものでございます。

さらに2週間以内には、学校施設の機能の確保を主眼に置き、水道・電気・ガスの復旧や必要な物品等の確認を行い、出来る限り早期に学校再開に必要な体制や環境を整えることをマニュアル化しております。

全担当職員をもって、災害応急業務に従事し、避難所としての役割と、子どもたちの安全性を担保しながら、学校再開に向けた調整・準備を順次行うこととしております。

15番 木田 伸幸 議員

学校教育政策部

### 質問内容

1 大東の活性化にむけて【再質問】

③ 高校無償化の影響について

ア 統廃合基準とされる3年定員割れについて本市の現状は

### 答弁内容

③ア 市内に立地しております公立高校2校、野崎高校と緑風冠高校につきましては、令和6年度入学者選抜において募集人員に満たない、いわゆる「定員割れ」となっております。大阪府教育委員会では「府立高等学校再編整備方針」を策定し、多様なニーズに応える高校やセーフティーネットの役割を担う高校など新たなスタイルの受け皿を用意して教育内容の充実を図っており、野崎高校や緑風冠高校につきましても、次年度も引き続き募集が行われる予定でございます。

15番 木田 伸幸 議員

教育総務部

質問内容

1 大東の活性化にむけて【再質問】

③ 高校無償化の影響について

イ 本市における影響は

5

答弁内容

③イ 現在、大阪府におきましては、昨年8月に全国で初めて府内に住むすべての高校生を対象に世帯の所得制限を設けず、公立・私立とも高校授業料を完全無償化する取り組みを「大阪府戦略本部会議」にて発表されたところです。

10 今年度におきましては、高校3年生を対象とし、来年度は高校2年生まで対象が拡大され、再来年度には全学年を対象に授業料が無償となる予定で、現在の中学2年生が高校進学となる時には、完全無償化が実現されていることとなります。

15 一方で、現在の中学3年生につきましては、来年度進学したとしても、1年間は無償化とはならず、令和8年度の完全無償化までの間は制度の過渡期により、少なからず影響を受ける世帯があるものと認識しております。

20 本市教育委員会といたしましては、完全無償化が実現されるまでの間、所得制限はあるものの、返還不要の授業料支援が受けられる国の「就学支援金制度」を活用いただくことや、授業料以外の費用も含めて負担を軽減するために、本市独自の「奨学金貸付制度」等を併せてご利用いただく方法があることも周知してまいりたいと考えております。

15番 木田 伸幸 議員

25 学校教育政策部

質問内容

1 大東の活性化にむけて【再質問】

30 ③ 高校無償化の影響について

ウ 大阪府全体における影響は

エ 統廃合となった場合の他市における施設の活用状況は

④ スクールロイヤールの有効性について

ア スクールロイヤールについて交付税措置されるのか

35 イ 実際の運用方法はどのようなものを想定するのか

エ 専門性のあるスクールロイヤールを契約することはどのようなメリット

## 4. 一般質問答弁概要

があるか。また、実際に必要性を感じた具体的事例があれば紹介してください

### 答弁内容

5 ③ウ 大阪府での授業料無償化制度が始まった2010年に96校だった全日  
制の私立高校の数は、現在94校とほぼ同じ数となっております。しかしながら、  
私立高校への入学者数は4千人以上増加しており、以前は公立7：私立3の割合  
で進学していた割合が、現在では公立6：私立4という割合に変化している状況  
10 員割れとなる状況となっております。

エ 近隣におきましては、東大阪市の旧加納高校や寝屋川市の旧南寝屋川高校  
の跡地は、現在、住宅地として利活用されております。また、旧四條畷北高校の  
跡地は校舎を解体することなく、府立交野支援学校の分校として、現在も多くの  
15 子どもたちの学びの場として活用されております。

本市では現在、休日の部活動地域移行の展開や合同の教員研修等において、大  
東市内に立地する緑風冠高校並びに野崎高校と市内小中学校並びに市教育委員  
会とで連携を深めているところです。

20 今後も、地元高校と地域の小中学校とが交流や研修でともに高め合えるよう  
な関係性を継続していけるよう、市教育委員会としても支援してまいります。

④ア スクールロイヤーにつきましては、令和2年度より、都道府県及び指定都  
市教育委員会における弁護士等への法務相談経費について、普通交付税措置が  
講じられております。

25 この措置を受け、文部科学省は日本弁護士連合会と連携しながら「教育行政に  
係る法務相談体制構築に向けた手引き」を作成しております。虐待やいじめのほ  
か、学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする  
機会は増加しております。

30 特に、学校現場においては、事案が訴訟等に発展してしまう前、初期対応の段  
階から、予防的に弁護士等に関わっていただくことで、速やかな問題解決につな  
げることが期待されます。

イ 今後、オンラインでの相談会実施やケース会議が開かれる学校に派遣して  
のアドバイス、子どもたちへのいじめ予防教室の開催など、他市の先行事例等を  
35 参考にしながら、効果的な活用について検討してまいりたいと考えております。

## 4. 一般質問答弁概要

エ 平成27年12月に発表されました中央教育審議会の答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」では、学校や教育委員会への不当な要望等への対応として、弁護士との連携が提案されております。

5 実際、学校がやらねばならないことと学校以外の専門機関がやるべきことの判断等について、各校で法的アドバイスをいただく機会は増加しており、学校で発生する問題では、多くの場合で法的な問題だけでなく、福祉・心理・危機管理等、領域をまたがる多面的な視点からの対応が求められます。

10 弁護士は、日頃から法律の実務家として各分野の問題を取り扱っており、多くの関係者の利害を調整する仕事に携わっていることから、各領域を横断的・総合的に検討しながら、助言・指導を行うことが可能であり、その中でも教育分野に造詣の深い方々がスクールロイヤーであり、その必要性は近年、急速に高まっていると認識しております。

### 15 16番 品川 大介 議員 教育総務部

#### 質問内容

#### 20 5 代表質問を受けて

#### ① 学校給食費無償化において制限を設けなかった理由は

#### 答弁内容

25 ① 学校給食費の無償化につきましては、全対象者に対して実施することにより、保護者の経済的負担の軽減や、児童・生徒らへの食育の推進といった施策の効果を増嵩させることが出来るものと考えております。

30 また、現在、政府の少子化対策である『こども未来戦略』におきましても、児童手当の所得要件が10月から撤廃される予定であり、子育てしやすい社会環境づくりを国全体で後押ししていく姿勢がある中で、本市におきましても、出来る限り、その姿勢に沿った形で施策を進めたいと考えております。

学校給食費無償化により、各世帯の資金を、それぞれの状況に応じて、有効活用していただくことで、子ども一人ひとりの可能性や成長をより後押しすることが出来るものと考えているところでございます。

35

(案)

# 大東市家庭教育講演会 ～徹底的家庭応援～



## 子は育ち、親も育つ 楽しまなくっちゃ、 もったいない



高野 優 (たかのゆう) 育児漫画家・イラストレーター。  
社会人、大学生の三姉妹の母。  
漫画を描きながら話をするという独特なスタイルで講演をおこなっています。

2008年～2009年「土よう親じかん」NHK Eテレ・司会  
2009年～2011年「となりの子育て」NHK Eテレ・司会  
2014年 日本PTA全国研究大会記念講演  
2015年 日本マザーズ協会・ベストマザー賞文芸部門受賞  
2016年「スッキリ!!」日本テレビ・コメンテーター  
2019年 全国保育士会研究大会基調講演  
2020年「ウワサの保護者会」NHK Eテレ  
2022年「テレビ寺子屋」テレビ静岡

『思春期コロシウム』『続・思春期コロシウム』(東京新聞社)等、著書は  
40冊以上で、台湾や韓国でも翻訳本が発売中。  
最新刊は『HSP! 最高のトリセツ』(1万年堂出版)。

〈講師〉

育児漫画家 / NHK教育テレビ司会

たかのゆう

高野 優さん



令和7年(2025年)

**1月25日(土)** 13:30～15:00頃 (開場13:00)

大東市立市民会館2階 **キラリエホール** (大東市曙町4-6)

**対象** 子育て中の保護者、子どもに関わる方、その他関心のある方

**定員** 250名 (先着順)

**一時保育あり** 10名

〈1月10日(金)までの申込、先着順〉

**手話通訳あり** 申込制

〈1月10日(金)までの申込〉

**入場  
無料**

家庭教育講演会  
Web申込サイトは  
こちら →



問い合わせ先

家庭・地域教育課  
TEL 072-800-7760 (直通) FAX 072-872-2941

共 催

大東市教育委員会、大東市PTA協議会

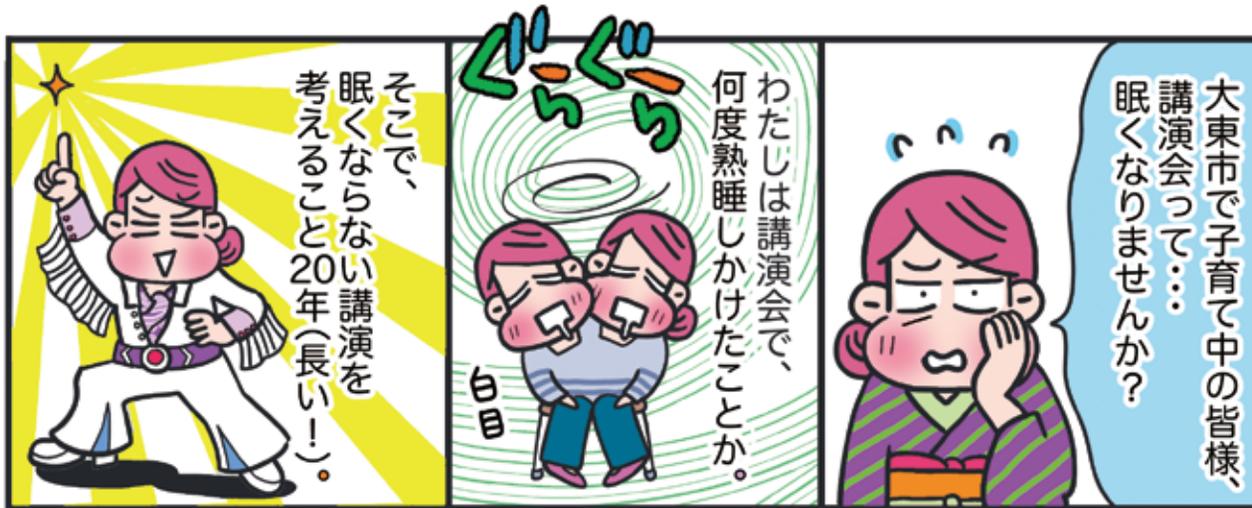


家庭教育支援チーム「つぼみ」



大東市PTA協議会





## 大東市家庭教育応援 協力企業/団体

# 大募集!

子どもたちの健やかな成長のために、大東市では徹底的に家庭を応援します!

大東市教育委員会では、子どもの健やかな育ちの基盤である家庭において、保護者が安心して子育ておよび教育を行うための支援を行っています。企業(団体)の皆様、大東市教育委員会と一緒に子どもたちの成長を応援しませんか?

ご登録いただいた企業のメリット

- 企業(団体)イメージの向上
- 社員の家庭教育の充実
- 会社に対する社員の誇り
- 職場体験の受入を活用した社員研修の実現
- ワーク・ライフ・バランスの推進

詳しくはこちら  
(大東市HP)



### 大東市家庭教育応援企業等 登録一覧

令和6年9月末日現在 50音順

あおざり株式会社  
株式会社アカカバ  
株式会社Axis  
株式会社アステム  
特定非営利活動法人あとからゆっくり  
荒木産業株式会社  
あるくらほ歩行研究所  
一般社団法人イエローボール  
株式会社乾造園  
VirtueService株式会社  
植田油脂株式会社  
うえむら農商店  
特定非営利活動法人うさかめ会  
株式会社ウチダ  
株式会社エースケータリング  
株式会社AP  
株式会社エデュクリエ  
大阪産業大学  
一般財団法人大阪スポーツつみどりの財団  
大阪桐蔭高等学校  
大阪桐蔭中学校  
快生会ケアプランセンター野崎  
カフェやすらぎハウスくまさん家(ち)  
株式会社コーミン

亀井エンジニアリング株式会社  
鴨料理 元  
川村義肢株式会社  
カワモリ産業株式会社  
菊澤デザイン事務所  
北口精機株式会社  
有限会社北田商店  
慶生会KIDSステージ野崎  
慶生会KIDSプラス大東  
共栄化成株式会社  
Green glass  
社会福祉法人敬信福祉会  
慶生会住道ケアプランセンター  
慶生会住道ヘルパーステーション  
慶生会訪問看護ステーション  
慶生会諸福ケアプランセンター  
慶生会諸福ヘルパーステーション  
慶生会ゆったりデイサービス野崎  
慶生会リハbyテイ北条  
慶生会リハbyテイ諸福  
株式会社グットワークス  
株式会社社里中電気  
株式会社サンワ  
特定非営利活動法人住まいみまもりたい

スマタ電化  
3PIECE  
セイフプロセス株式会社  
葬儀会館ティア大東  
社会福祉法人蒼生福祉会  
株式会社ソリデンテ  
大創株式会社  
特定非営利活動法人大地の会  
社会福祉法人大東市社会福祉協議会  
一般社団法人大東志塾  
大東市障害者生活支援センター  
公益社団法人大東市シルバー人材センター  
特定非営利活動法人大東市青少年協会  
大東尚学館  
株式会社大東設備  
株式会社大東タイヤサービス  
特定非営利活動法人大東野崎人権協会  
大東まちゼミの会  
特定非営利活動法人大東まっくろコミュニティ  
株式会社ツルタ電機  
デザイナーズビルあくくと  
デザインスクールテントforKIDS  
特別養護老人ホーム和光苑  
株式会社中井保険事務所

中島会計事務所  
中電機工業株式会社  
NICO-nico  
日本生命保険相互会社京阪支社大東営業部  
一般社団法人日本ビジョントレーニング普及協会  
株式会社ネオリンクス  
株式会社熱研  
脳make  
株式会社ノースオブジェクト  
野崎工業株式会社  
有限会社ノチオカ工業  
はくくみカフェ  
パシフィックサプライ株式会社  
PCPセンター  
株式会社ヒトケン  
株式会社日の出組  
Pua Nanala  
富士発条株式会社  
藤本産業株式会社  
フチミュ-合唱団  
プライダル望  
社会福祉法人ひらっぴ  
フリースクールころ  
株式会社へすとびじょん

特定非営利活動法人ほうじょう  
ボーイスカウト大東2団  
株式会社まちゃんぐ  
株式会社マツデン  
松村わかば園株式会社  
MIKURU・MIRU  
株式会社三住建設  
明星金属工業株式会社  
めだかばん  
モノ市  
有限会社森永商会  
山崎登記測量事務所  
株式会社山崎木工所  
山田運送株式会社  
株式会社山田製作所  
株式会社ヤマヒロ運輸  
有限会社Ravie  
株式会社りそな銀行住道支店  
株式会社レックホーム  
株式会社YTR  
和光苑デイサービスセンター  
和光苑北条ふれあいホーム

令和7年度 小学生すくすくウォッチ 実施要領

1 趣旨・目的

子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力及び問題発見・解決能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的とする。

その目的を達成するため、小学生すくすくウォッチの実施を通して、子ども、家庭、学校、市町村教育委員会、大阪府教育委員会は、問題及びアンケートの結果や分析等から、以下の取組みの充実に努める。

(1) 児童

自分の学びをふりかえり自らの強みや弱みなどを知って新たな目標をたて、強みをのばすことや課題を克服すること等に取り組む。

(2) 家庭

子どもの伸びや課題を知り、子どもを誉め、励ます等によって、子どもを支援する。

(3) 学校

- ① 教員が、子ども一人ひとりの学びに対する思いや強み弱みを知り、一人ひとりの実態に合わせた指導を行う。
- ② 教員が、授業等の指導改善を図る。
- ③ 教員が、学習の基盤となる集団づくり等の取組みを充実させる。
- ④ 学校全体として、教員一人ひとりの指導の充実に図るための校内研修等の工夫を図る。

(4) 市町村教育委員会

- ① 各学校の状況を把握し、提供された分析資料を参考に適切な指導・助言を行う。
- ② 市町村の状況に応じた教育の充実のため、施策を推進する。

(5) 大阪府教育委員会

- ① 出題する問題やアンケート項目及びその解説を通じて、今求められる学力や、その指導のポイント等について具体的に示す。
- ② 今後の取組みの参考となる分析資料を各児童、各学校、各市町村教育委員会へ提供する。
- ③ 府全体の状況を把握し、課題に対応するための取組みを推進する。

2 問題及びアンケートの内容等

(1) 児童

① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部の第5学年、第6学年の全児童。

## ② 実施内容

ア 第5学年は、国語、算数、理科及び教科横断型問題、第6学年は、教科横断型問題とする。

- ・ 出題範囲は、「小学校学習指導要領（平成29年告示）」に示された内容で、各学年とも原則として前学年までの学習内容
- ・ 教科問題については、当該学年までに定着すべき学習内容で、基礎的な知識及び技能とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を問う問題等
- ・ 教科横断型問題については、特定の教科の枠にとらわれず、複数の文書や資料から情報を読み取ったり、問いに対して判断の根拠や理由を明確にして自身の考えを表現したりする力を問う問題等
- ・ 出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式

## イ 児童アンケート

児童自身の目標に向かって頑張る力、気持ちをコントロールする力、人と関わる力、次の学びや生活にいかす力、好奇心等に関する内容や、学習状況、学級や授業等に関する意識等のアンケートを実施する。

その際、学校のPC・タブレット等の端末を活用し、オンラインによる回答方式にて実施する。なお、障がいのある児童等において配慮が必要な場合は、紙による回答方式を選択することができる。

## (2) 教員

### ① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部の第5学年、第6学年の学級担任及び当該学年に関わる教員等。

### ② 実施内容

#### 教員アンケート

教員自身の授業や指導、学校や学級の様子や取組み等に関するアンケートを学校PC・タブレット等の端末を活用したオンラインによる回答方式にて実施する。

## 3 問題及びアンケートの実施期間・場所・時間

### (1) 実施期間

令和7年4月16日（水）～4月24日（木）とする。実施日は各学校が決定する。

### (2) 実施場所及び時間

① 実施場所は、各学校とする。

② 問題及び児童アンケートの時間は、以下のとおりとする。

ア 国語、算数、理科は、それぞれ20分とする。

イ 教科横断型問題は、40分とする。

ウ 児童アンケートは20分程度とするが、学校のPC・タブレット等の端末を活用したオンラインによる回答方式にて実施することをふまえ、各学校等の状況に応じて適切な時間を設定するものとする。

③ 教員アンケートは、(1)に記載した実施期間のうち任意の時間に実施する。

#### 4 問題・アンケートの作成及び実施並びにその後の取組みの実施体制

(1) 問題・アンケートの作成にあたっては、府内市町村教育委員会との協議をふまえ、読解力や情報活用能力などの育成に関する有識者、教育心理学・認知心理学などに関する有識者、大阪府教育センター、大阪府教育庁の代表者により構成された問題及びアンケート作成のワーキングチームにより協議のうえ作成する。

(2) 大阪府教育委員会は、問題・アンケートの実施に関わり、問題冊子等の作成・配送・回収、結果の採点・集計・分析、教育委員会・学校への結果の提供作業等を行う。

(3) 市町村教育委員会は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応する等の実施体制を整備する。

(4) 学校は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、適切に実施する。

(5) 結果の分析を受けて、大阪府教育委員会及び市町村教育委員会の代表者で、その後の必要な取組みを協議し、それぞれの立場から協力して取組みを進めていく。

※ 大阪府教育委員会は問題・アンケートの作成及び実施にあたり、業務の一部を民間機関に委託する。

#### 5 問題及びアンケート結果の取扱い

##### (1) 結果分析

##### ① 問題の結果分析

ア 国語、算数、理科、教科横断型問題（以下、「各教科」という。）の状況（観点別正答率、通過率 等）

イ 各教科の設問ごとの状況（正答率、解答類型別児童の割合、通過率 等）

##### ② アンケートの結果分析

ア 児童アンケート及び教員アンケートの回答状況

イ 児童アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析

ウ 教員アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析

エ 教員アンケートの回答状況と児童アンケートの回答状況との相関関係の分析

##### ③ その他、小学生すくすくウォッチの目的の達成に資する分析

なお、全国学力・学習状況調査結果を同様に分析した結果の提供も行う。

(2) 提供資料

① 児童

自身の結果とともに、強みや弱み、今後のアドバイスを記載した個人票

② 学校

ア 当該学校全体、学年ごと、学級ごとの状況を表すデータ

イ 各児童の状況を表すデータ

ウ 各児童に関する個人票データ

エ 各児童の結果を経年で比較し、学力の変化を表やグラフで示した個人票を作成できるシステム

オ その他、小学生すくすくウォッチの目的の達成に資する結果データ

③ 市町村教育委員会

ア 学校に提供したデータ

イ 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況を表すデータ

ウ 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況を表すデータ

エ その他、小学生すくすくウォッチの目的の達成に資する結果データ

(3) 教育委員会及び学校による各教科及びアンケート結果の公表

各教科及びアンケート結果については、小学生すくすくウォッチの目的を達成するために、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことも重要であることを踏まえ、以下のとおりとする。

① 大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村の状況について公表する。

② 市町村教育委員会は、小学生すくすくウォッチの趣旨に基づき、域内の状況にかかる結果や取組みの説明に努める。

また、自らが設置管理する学校の結果については、それぞれの判断において公表することは可能とする。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 学校は、保護者等に自校の結果について、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的を達成するために、公表することは可能とする。

(4) 各教科及びアンケート結果の取扱いに関する配慮事項

各教科及びアンケート結果については、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的を達成するため、適切に取り扱うものとする。

各教科及びアンケート結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、児童等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないようにすること。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は以下のとおりとする。

- ① 公表にあたっては、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づき、教育上の効果や影響等を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと。
- ② 各教科及びアンケート結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均点などの数値のみの公表は行わず、各教科及びアンケート結果の分析を踏まえた取組みや、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた今後の方策を示すこと。
- ③ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした各教科及びアンケート結果について公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分協議すること。  
なお、数値を一覧にした公表や数値により順位を付した公表などは行わないこと。
- ④ 大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する小学校が1校しかない町村にあつては、町ごと又は村ごと）の各教科及びアンケート結果については、大阪府情報公開条例第8条第1項第4号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。  
また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

## 6 各教科及びアンケート結果の活用

各教科及びアンケートの結果から小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるにあたり、以下の取組みの推進に努めることとする。

- (1) 教員は、個人票等を活用し、児童一人ひとりが小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを推進できるよう、児童、保護者等に説明し、その後の指導にいかすこと。
- (2) 学校は、教員の指導の充実を図るための校内研修等を開催するなど、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、授業等の指導改善及び学習の基盤となる集団づくり等の取組みを進めること。
- (3) 市町村教育委員会は、教員研修や学力向上担当者会等を開催するなど、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、教育施策および教育の改善を進めること。
- (4) 大阪府教育委員会は、小学生すくすくウォッチの解説資料や事後の指導のための資料を提示するなど、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みの参考にできるものを具体的に示す等、学校、市町村教育委員会の支援策を進めること。

## 7 留意事項

- (1) 各教科及びアンケートは、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。
- (2) 市町村教育委員会及び学校においては、各教科及びアンケートの実施に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- (3) 市町村教育委員会及び学校においては、提供された各教科及びアンケート結果等につい

て、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。

- (4) 大阪府教育委員会は、各教科の結果等を活用して、各児童が自身の学力の経年変化を、進学する府内公立中学校・支援学校でも引き続き見取ることができる個人票を作成するシステムを各学校に提供する。各学校においては設置者の判断により学校間で情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、個別の指導や支援につなげること。

(5) 個人情報の保護

① 大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、児童・教員の個人名等を取得しない方法を用いること。

② 市町村教育委員会及び学校は、実施に際して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(6) 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。また、アンケートについては、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことができる。しかし、教科横断型問題については、その性格上、その実施のみをもって特定の教科等として教育課程上、位置づけることはできない。

(7) 障がいのある児童への配慮及び対応

障がいのある児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童の障がいの種類や程度に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(8) 日本語指導が必要な児童への配慮及び対応

日本語指導が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(9) その他、支援が必要な児童への配慮

支援が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の状況に応じて、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。

(10) 実施マニュアルの作成・配付

具体的な実施方法等については、別途示す。

## 10. 会議録

岡本教育長

定刻になりました。  
開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

北本部長

本日の出席は教育長及び教育委員3名、合計4名でございます。  
齊藤委員がご欠席、また澤田委員におかれましてはオンラインにてご出席でございます。  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は成立することを報告申し上げます。

岡本教育長

報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただ今から10月の教育委員会定例会を開催いたします。

岡本教育長

傍聴にお越しの皆様、本日は令和6年10月定例会に傍聴参加いただきありがとうございます。

岡本教育長

まず、日程第1「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、中野委員によりしくお願いいたします。

岡本教育長

次に日程第2「教育長の報告」でございます。  
これは、私の教育長としての活動を紹介する中で、私が感じたことや考えていることをお伝えし、委員の皆様と情報交換を行うものです。  
活動状況は別紙資料のとおりですが、前回の教育委員会定例会以降の4点について報告いたします。  
まず、1点目は10月4日に大阪府都市教育長協議会定例会がアウターナ大阪で開催されました。  
大きな案件としましては「大阪府学校教育審議会答申」に関する意見等の取りまとめがございました。  
本答申には府立高校入学者選抜制度の変更が含まれており、中学生の進路選択、進路指導にもかかわるものでもありますので、各市からさまざまな意見・質問が出ております。  
現時点での府教庁からの説明では、府立高校入学者選抜制度の変更は令和10年度の高校入学者からを想定しているということでございました。  
2点目は小学校7校において運動会が、中学校全校（8校）において体育大会が開催され、短時間ではありましたが、訪問・参観いたしました。  
10月5日に三箇小学校、12日に南郷小学校・深野小学校、26日に住道北小学校・四条小学校・北条小学校・泉小学校で開催されました。  
中学校は雨天のため、10月8日に順延され、南郷中学校・住道中学校・諸福中学校・大東中学校4校の体育大会を参観いたしました。  
熱中症をはじめ、児童生徒の安全面に十分配慮しながら練習を積み重ねてきた成果、普段の学習の成果を存分に発揮して、走競技、団体

演技などに取り組みました。

小学校はもとより、平日開催の中学校においても多くの保護者の皆様、来賓の皆様にご来場いただき、子どもたちの様子や学校の状況をご覧いただけたものと思います。

コロナ後の大きな行事ということで、各校運営面でさまざまな工夫、試行を重ねている途上ではありますが、来年度以降もさらに児童生徒への期待値を上げて、子どもたち自身が成長や達成感を実感できる、そして保護者や地域の皆様の信頼感が高まる行事になることを期待しております。

3点目は10月18日、教育支援センター「ボイス」の視察がございました。

神奈川県秦野市から教育長をはじめ、事務局の皆様が視察にお越しいただきましたので、冒頭ご挨拶を申し上げます。

本市が進めております不登校対応、つまり魅力ある学校づくり及び不登校児童生徒への丁寧なかかわりを土台とした「学びへのアクセス」の取組について視察されました。

なお、「ボイス」では10月より新たに月曜日も開所し、アウトリーチ支援や学習支援など、より不登校児童生徒の個に応じた学び、居場所づくりのために支援の拡充に取り組んでいるところです。

4点目は10月24日、近畿都市教育長協議会研究協議会が新宮市で行われました。

今年度のテーマは『持続可能な未来を創る～目に見えない非認知能力の育成～』で、東京大学大学院文学部教授 阿部公彦氏の講演がございました。

「知を共有するための言葉の役割」や「分断を乗り越えるための言葉とは」などについてたいへん興味深い講演でした。学校現場においては、教員と児童生徒との関係性、また教員間でも暗黙知が薄くなってきている今日の状況において、「共有」、「分断を乗り越える」という視点でも言葉を磨いていく必要性を認識いたしました。

また、情報交換会では滋賀県東近江市教育委員会、和歌山県御坊市教育委員会、兵庫県加西市教育委員会、それぞれの教育長より事例発表がありました。

発表された事例につきましては、不登校対応や支援教育、日本語指導、ふるさと教育、英語教育、特別活動などで、これまでの取組を非認知能力の育成の観点から見直し、より充実を図っていくことの重要性を強く感じた発表でした。

また、加西市では「教育DXで非認知能力は図れるか」として、大学教員とともに研究を行っているとの報告があり、今後注目していきたいと思います。

今後の予定としましては、

10月31日 北河内地区教育委員会委員研修会が寝屋川市でございます。

11月 1日 教育委員管外視察が愛知県春日井市でございます。文部科学省リーディングDX指定校・生成AIパイロット校の春日井市立小中学校を視察します。

11月 2日 諸福幼稚園運動会がございます。

11月 3日 文化の日表彰式典、市こ連フェスティバル表彰式

11月 8日 第19回大東市小中学生弁論大会（サーティホール

大ホール)

などがございます。

それらを中心に次回ご報告いたします。

私からは以上でございます。

各委員より、何かございましたらお願いいたします。

岡本教育長

以上で、教育長の報告を終わります。

岡本教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

岡本教育長

まず、日程第3 教委報告第1号 令和6年度大東市奨学金の貸付の取消に係る臨時代理の報告について、報告理由の説明をお願いします。

芦田総括次長

教委報告第1号「令和6年度大東市奨学金の貸付の取消に係る臨時代理の報告」につきましてご説明いたします。

今回の臨時代理の報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定により、臨時に代理しましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

臨時代理の日は、令和6年10月1日でございます。

臨時代理の理由としましては、「大東市奨学貸付条例第4条の規定により、令和6年度大東市奨学生として選定した者が、大東市奨学貸付条例施行規則第8条第1項第5号の規定に該当したことから、同条第3項の規定に基づき奨学金の取消を早急に決定する必要があったため」でございます。

今回の奨学金の貸付が取り消しとなった経緯としましては、この奨学生として選定された学生から、大阪府育英会の奨学金を活用することとなり、本市奨学金と併用できないため、辞退する意向を確認しており、辞退届の提出を求めておりましたが、遅れている状況にありました。

このたび、ようやく提出があったことを受けて、奨学金の貸付について取り消しするものでございます。

以上、「令和6年度大東市奨学金の貸付の取消に係る臨時代理の報告」につきましてご説明させていただきました。

岡本教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

岡本教育長

無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

岡本教育長

賛成全員により承認しました。

岡本教育長

次に、日程第4 教委議案第31号 令和6年度大東市一般会計補正予算（第4次）【教育関係】に係る意見聴取について、を議題とします。

岡本教育長

なお、この案件につきましては、大東市情報公開条例第6条第4号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思っております。承認の委員は挙手をお願いします。

【挙手全員】

岡本教育長

ご異議なしと認めますので、それでは本件につきましては、非公開とさせていただきます。

傍聴にお越しの皆様は、一旦退席をお願いします。事務局職員は別室に誘導をお願いします。

【非公開】

岡本教育長

それでは、教委議案第31号の審議が終了しましたので、ただ今から定例会を公開とします。

岡本教育長

傍聴にお越しの皆様は、席にお戻りいただいて結構ですので事務局の職員は傍聴人にお声がけをお願いします。

岡本教育長

以上で本日の議事を終わります。

岡本教育長

次に、日程第5 一般業務報告について でございます。

岡本教育長

1番、令和6年9月大東市議会定例会月議会代表質問及び一般質問の要旨について、報告をお願いします。

北本部長

令和6年9月定例会月議会の代表質問・一般質問要旨について、報告申し上げます。

資料は、4種類あるうち「代表質問」の「答弁概要」、右上に2と記しているものをお開き願います。

令和6年9月定例会月議会は、9月2日から9月27日まで開催され、初日の9月2日に、市長の施政方針演説があり、9月8日日曜日に市長と教育長に対しまして、「代表質問」が行われました。

「代表質問」は、市議会の各会派の代表により、5名の市議会議員がなされたところであり、このうち教育に関しましては、5名全員の議員からご質問がございました。

それでは、「代表質問」の概要を申し上げます。

「代表質問」・「答弁概要」の資料2ページをご覧ください。

大阪維新の会 中村議員から、「不登校支援について」のご質問がございました。

教育長から、2ページの13行目にございますように、「市教育委員会といたしましては、各校における魅力的な学校づくりを大前提とし、国の定義として示されております「年間30日以上欠席」という日数のラインだけでなく、学校には登校していなくとも、前向きにICTを活用したり、「ボイス」で活動したり、また民間フリースクールで学んでいたりする児童生徒についても積極的に評価し、学びの機会を失ってしまっている児童生徒の数を減らすことを指標とするよ

う、各校に指導・助言を続けている。」と、答弁されました。

次に、5ページをご覧ください。

公明党議員団 おおつか議員から、「学校給食費無償化の恒久的財源の確保について」のご質問がございました。

市長から、5ページの22行目にございますように、「本市として、令和7年度以降、国の対応が実施されるまでの間は、一般財源を生み出す努力を実施するとともに、「ふるさと振興基金」を有効に活用し、年間約3億円の財源を生み出してまいりたい。」と、答弁されました。

次に、7ページの中段をご覧ください。

次世代だいとう 品川議員から、「学力向上について」のご質問がございました。

市長から、次のページ、8ページの8行目にございますように、「学校が楽しい」という第一義的な要素は、やはり「授業が楽しい」、「できないことができるようになった」、「もっとやってみたい」といった「ワクワク」がいかに毎日の学校生活で創出できるかであろうかと思えますし、その先に学力の向上があると考えております。その点も含めて考えますと、本市の全国学力・学習状況調査結果では、無解答率の大幅な改善・教科の緩やかな改善傾向が見られている点は評価しつつも、未だ、道半ばとも感じています。引き続き、各学校が子どもたちの学びの場・育ちの場となるよう、地域の皆さまのお力添えもいただきながら市教育委員会と学校が連携して、様々な施策を講じていくことを期待している。」と、答弁されました。

次に、9ページをご覧ください。

日本共産党議員団 あらさき議員から、「(仮称)ほうじょう学園について」のご質問がございました。

市長から、9ページの24行目にございますように、「デメリットがあるために義務教育学校の設置をしないという選択肢を選ぶのではなく、そのデメリットを克服し、義務教育学校が包含する、多様でかつ大きなメリットを本市の子どもたちに享受してもらうことが肝要であり、それこそが教育大綱に記す「小中一貫教育の推進と発展」につながるものと認識している。」と、答弁されました。

「代表質問」の最後になります。10ページをご覧ください。

二人会 澤田議員から、「探究学習に関する取組みについて」のご質問がございました。

市長から、10ページの26行目にございますように、「地域の経験豊富な人材を積極的に活用し、例えばゲストティーチャーとして学校へお越しいただくなど、「地域とともにある学校」として、様々な地域資源を最大限に活用した探究学習が、各校でさらに充実したものとなることを期待している。」と、答弁されました。

以上が、「代表質問」の概要でございます。

次に、「一般質問」の概要を申し上げます。

資料は、4種類あるうち「一般質問」の「質問概要」、右上に3と記しているものをお開き願います。

「一般質問」は、9月25日から9月27日まで、3日間にわたって行われました。

「一般質問」は、16名の市議会議員がなされ、このうち教育に関しまして、10名からご質問がございました。

すべてをご案内しますと相当時間がかかりますので、質問要旨のみ、報告申し上げます。

「一般質問」・「質問概要」の資料1ページをご覧ください。

あずま議員からは、「学校給食の無償化」、「ほうじょう学園構想」について。

田中議員からは、「教員の働き方改革」、「若い世代と政治」について。

中村議員からは、「共同親権」、「学校給食」、「学校プール」について。

北村議員からは、「eスポーツの取組み」、「給食無償化」について。

おおつか議員からは、「各中学校のサッカー一部とプロチームとの連携」、「学校の熱中症対策」について。

児玉議員からは、「夏休み明け不登校」、「夏休み中のトラブル」、「性教育」、「スクールロイヤー」、「支援学級・通級指導教室」について。

安田議員からは、「放課後子ども教室」、「特別支援教育支援員」、「今後の給食」、「こどもの権利条約」について。

小南議員からは、「全国中学校体育大会」、「教育委員会のBCP」について。

木田議員からは、「高校無償化」、「スクールロイヤー」について。

最後に、品川議員からは、「学校給食費無償化」について、それぞれご質問を頂きました。

令和6年9月定例会月議会の代表質問・一般質問要旨の報告は、以上でございます。

詳細につきましては、お手元の資料にてご確認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

岡本教育長

この件に関して、ご質問等はございませんか。

岡本教育長

2番、令和6年度家庭教育講演会について、報告をお願いします。

長町課長

家庭・地域教育課より、家庭教育講演会について報告いたします。

家庭教育講演会は、子どもの健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点である家庭において、保護者が安心して子育て及び教育を行うことを支援するとともに、広く市民に対し家庭教育の普及啓発の場として保護者向けに実施しているものです。今年度も大東市PTA協議会と共催で、令和7年1月25日の土曜日、午後1時30分から市民会館2階のキラリエホールにて開催いたします。

講師には、育児漫画家の高野優さんをお招きし、「子は育ち、親も育つ 楽しまなくっちゃ、もったいない」と題した講演を行っていただきます。

参加者の対象は、子育て中の保護者、子どもに関わる方。定員は、250名。先着順での受付として行います。応募につきましては、QRコードを基本に、QRコードをご利用できない方は電話でも受付を行います。

周知につきましては、チラシが完成次第、全小中学校の保護者、本市の公共施設などで配布してまいります。

また、広報だいたう12月号の掲載や本市ホームページ、フェイスブック、LINEなどのSNSを活用しての周知も、同時に図ってまいります。

以上となります。

岡本教育長

この件に関して、ご質問等はございませんか。

岡本教育長

3番、令和7年度小学生すくすくウォッチの参加及び結果の公表について、報告をお願いします。

浅井所長

令和7年度小学生すくすくウォッチの参加及び結果の公表について、報告いたします。

この取組は、大阪府教育委員会が小学生5、6年生の児童に対して令和3年度から実施しており、今年も市内全小学校5、6年生が参加しました。

この取組の趣旨・目的は、実施要領の1にある通り、『子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力及び問題発見・解決能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけること』としています。

5年生は、国語、算数、理科及び教科横断型問題と児童アンケート。6年生は、教科横断型問題と児童アンケートに取り組みます。

これをふまえて、趣旨・目的からも小学生すくすくウォッチへの参加は妥当なものと判断いたしました。

また、結果の公表については、令和6年度7月教育委員会定例会において、「令和6年度小学生すくすくウォッチの結果の公表について」結果の公表については行わないものと、ご議決賜ったところでございます。

各教科及びアンケート結果については、この取組の趣旨・目的を達成するため、適正に取り扱うものとし、公表に関しては、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、令和7年度についても、実施要領の5(4)各教科及びアンケート結果の取扱いに関する配慮事項に記載されている「児童等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないようにする」ということを鑑み、令和6年度と同様、市全体の結果概要と今後の授業改善をすすめる手引きとなる方策については、各学校へ送付し、結果の公表は行わないことが妥当と判断いたしました。

以上、市教育委員会事務局として令和7年度の参加を決定及び結果の公表は行わないことを決定し、報告いたします。

岡本教育長

この件に関して、ご質問等はございませんか。

岡本教育長

以上で本日の日程は全て終了となりました。

岡本教育長

それでは、次回の日程につきまして、事務局より報告をお願いします。

北本部長

次回、11月の教育委員会は11月20日水曜日、午後1時からの開催でいかがでしょうか。

岡本教育長

委員の皆さん、よろしいでしょうか。  
それでは、次回は11月20日水曜日、午後1時から開催すること  
といたします。

岡本教育長

以上をもちまして、10月定例会を終了といたします。

以上

令和6年11月20日

岡本教育長

中野委員